

第2期 深川市子ども・子育て 支援事業計画（案）

令和2年度～令和6年度

北海道深川市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 1 |
| 3 | 計画の期間 | 2 |
| 4 | 計画策定体制 | 2 |

第2章 深川市の子ども・子育ての現状

| | | |
|-----|-----------------|----|
| 1 | 人口統計資料 | 3 |
| (1) | 少子化の現状 | 3 |
| ① | 合計特殊出生率及び出生数の推移 | |
| ② | 人口の推移と将来人口推計 | |
| ③ | 就学前の子どもの数の状況 | |
| ④ | 働く女性の状況 | |
| (2) | 子育て家庭の現状 | 8 |
| ① | 子育てに対する負担感等の現状 | |
| (3) | 保育サービスの状況 | 11 |
| ① | 教育・保育施設の現状 | |
| 2 | 教育・保育環境の現状 | 12 |
| (1) | 子育て支援サービスの状況 | 12 |
| ① | 地域子育て支援拠点事業 | |
| ② | 妊婦健康診査 | |
| ③ | 乳児家庭全戸訪問事業 | |
| ④ | 子育て活動支援事業 | |
| ⑤ | 一時預かり事業 | |
| ⑥ | 病児・病後児保育事業 | |
| ⑦ | 放課後児童健全育成事業 | |
| (2) | 児童センター等の状況 | 16 |
| (3) | 母子保健事業の状況 | 17 |
| (4) | 学校教育等施設の状況 | 21 |
| (5) | 児童虐待・各種相談の状況 | 21 |

| | |
|---------------------|----|
| 3 子ども・子育て支援における課題等 | 23 |
| 深川市子ども・子育て支援事業計画の評価 | 23 |
| ①前計画の評価とまとめ | |
| ②施策目標の評価 | |

第3章 めざすべき姿と理念・基本的な考え方

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 基本理念 | 26 |
| 2 基本目標 | 26 |
| 基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり | 27 |
| 基本目標2 子どもの健やかな成長を支えるまちづくり | 27 |
| 基本目標3 地域全体で子育てを支えるまちづくり | 28 |

第4章 施策の展開

| | |
|------------------------------|----|
| 1 施策の体系 | 29 |
| 2 施策の目標 | 30 |
| ① 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進 | |
| ② 職業生活と家庭生活との両立の推進等 | |
| ③ 地域における子育ての支援 | |
| ④ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 | |
| ⑤ 子ども等の安全の確保 | |
| ⑥ 子育てを支援する生活環境の整備 | |
| ⑦ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実 | |

第5章 支援事業計画の具体的な数値目標

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 子ども・子育て支援新制度の全体像 | 38 |
| 2 新制度の事業体系 | 39 |
| (1) 子どものための教育・保育給付 | 39 |
| (2) 地域子ども・子育て支援事業 | 40 |
| (3) 保育の必要性の認定について | 41 |
| 3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計 | 42 |
| (1) 推計の手順 | 42 |
| 4 教育・保育提供区域の設定 | 43 |
| (1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る区域 | 43 |
| (2) 人口推計 | 44 |

| | |
|--|----|
| 5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその 実施時期 | 44 |
| (1) 保育所 | 44 |
| (2) 幼稚園 | 45 |
| (3) 認定こども園 | 45 |
| 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び その実施時期 | 46 |
| (1) 時間外（延長）保育事業 | 46 |
| (2) 放課後児童健全育成事業 | 47 |
| (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） | 48 |
| (4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） | 49 |
| (5) 一時預かり事業 | 49 |
| (6) 病児・病後児保育事業 | 50 |
| (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） | 50 |
| (8) 妊産婦に対する健康診査 | 51 |
| (9) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 | 51 |
| 7 母子保健事業の目標設定 | 53 |
| 8 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に 関する体制の確保の内容 | 54 |
| (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方等 | 54 |
| (2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必 要性等に係る基本的考え方及びその推進方策 | 54 |
| (3) 教育・保育施設等の相互の連携及び小学校等との連携についての基本的 考え方 | 54 |

第6章 計画の進行管理等

| | |
|-----------|----|
| 1 計画の進行管理 | 55 |
|-----------|----|

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国的にも出生数は減少傾向が続き、平成28年には初めて全国の出生数が100万人を割り込むなど、少子化が進行しており、その流れを変えるまでには至っていません。出生数の減少は、社会保障制度や経済活動などへの深刻な影響だけでなく、なにより、将来の世代を担う子ども自身の育ちへの影響が懸念されます。

また、核家族化の進行や地域社会の変化は、人と人との繋がり希薄化をもたらすなど、子育てに不安や負担感等を感じる家庭は少なくありません。安心して子どもを生み育てることができる社会、子ども自身が育つ力を大切にできる社会を実現することは、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

このような子どもと子育てをめぐる社会背景のもと、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」の趣旨に則り、市では、『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』及び『地域における子ども・子育て支援の充実』を目指し、平成27年に「深川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、少子化対策の充実を図ってきました。

しかし、合計特殊出生率は全国・全道平均を下回るなど、全国・全道を上回るスピードで少子化が進行しており、より一層、幼児期の教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供することにより、本市の子どもたちの健やかな育成を図っていくため、また、令和2年4月から5年間の子ども・子育て支援の取り組みについて定め、市民のニーズに応じていくための体制づくりを進めるため、「第2期深川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村に策定が義務づけられている市町村子ども・子育て支援事業計画です。

さらに、本市におけるまちづくりの基本方向を示した「第五次深川市総合計画」を上位計画とし、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく計画として位置づけるとともに、「母子保健計画の策定について」(平成26年6月17日雇児発第0617号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく「母子保健計画」を包括して策定します。

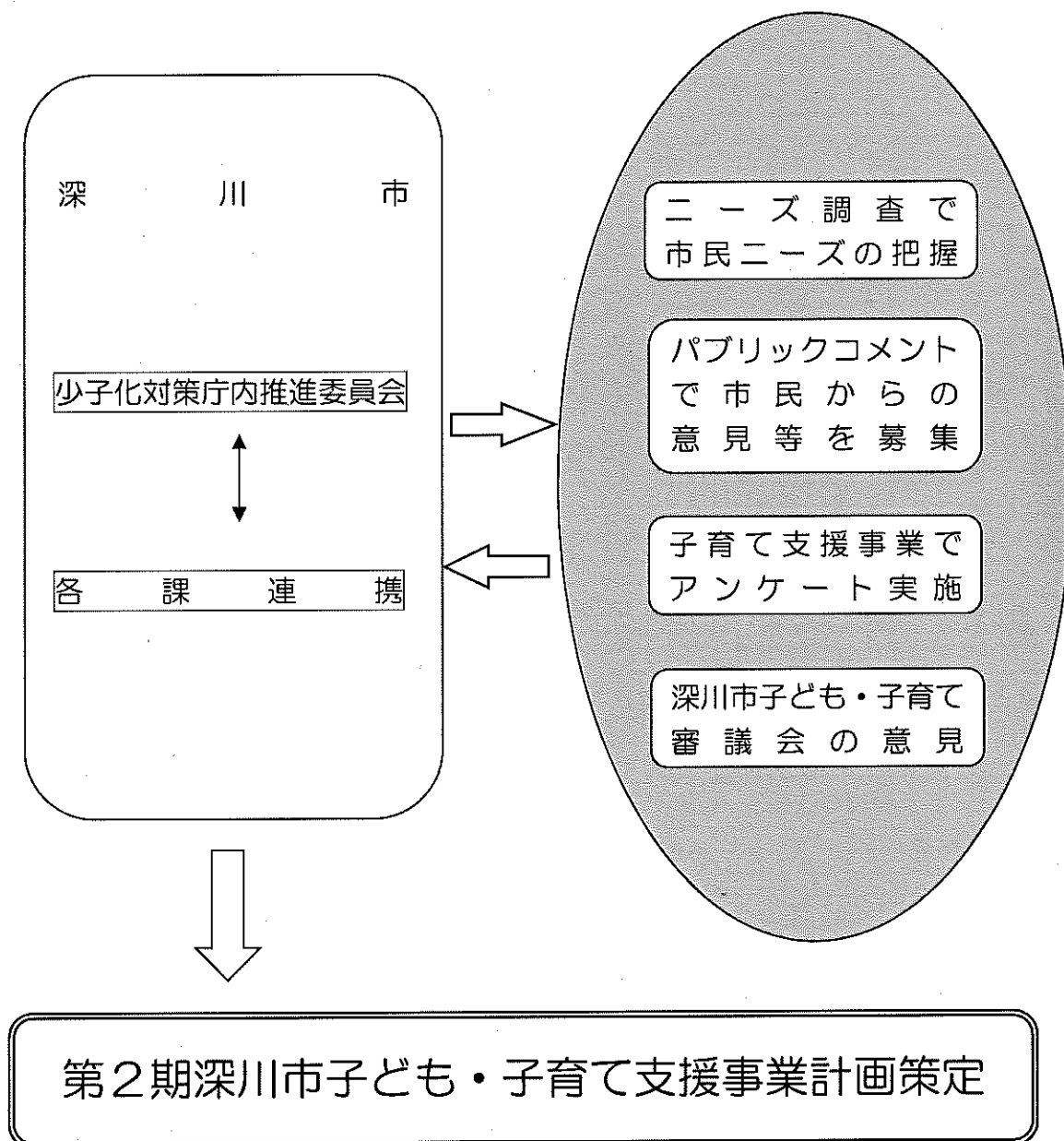
この計画の推進にあたっては、子どもの福祉や教育に関する他の計画などと

の整合を図り、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野の施策の総合的・一体的な推進を図ります。

3 計画の期間

法における計画期間は、5年を1期とされており、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

4 計画策定体制



第2章 深川市の子ども・子育ての現状

1 人口統計資料

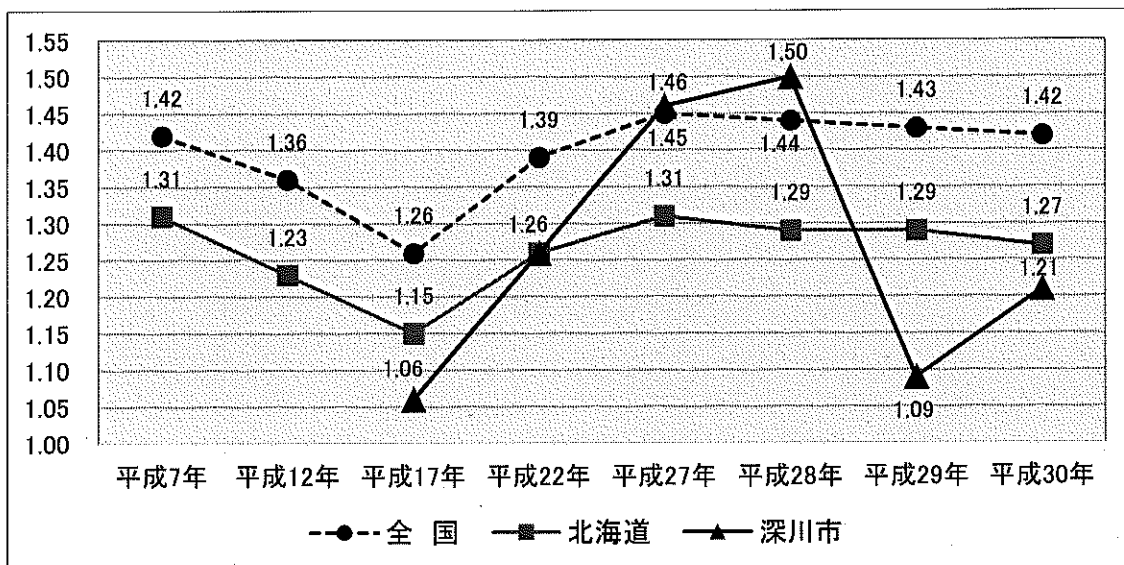
(1) 少子化の現状

① 合計特殊出生率及び出生数の推移

本市の合計特殊出生率は、出生数とともに平成29年に大きく落ち込み、若干回復はしましたが、減少傾向となっています。

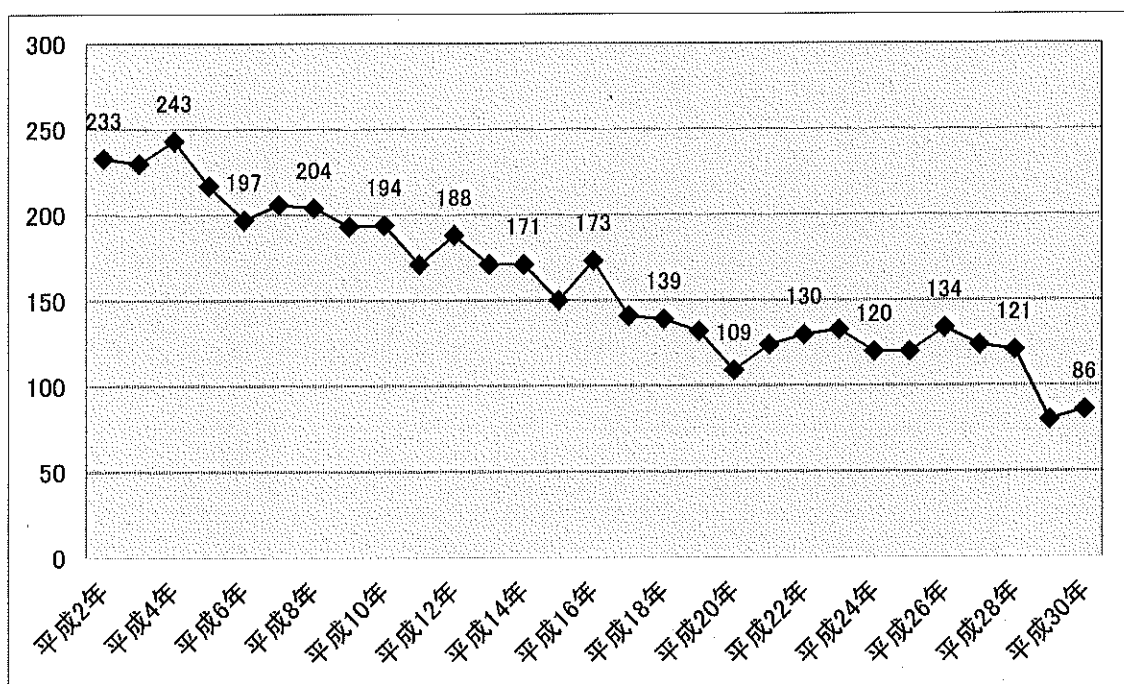


合計特殊出生率



(厚生労働省・深川市分は市子育て支援推進室)

出生数の推移

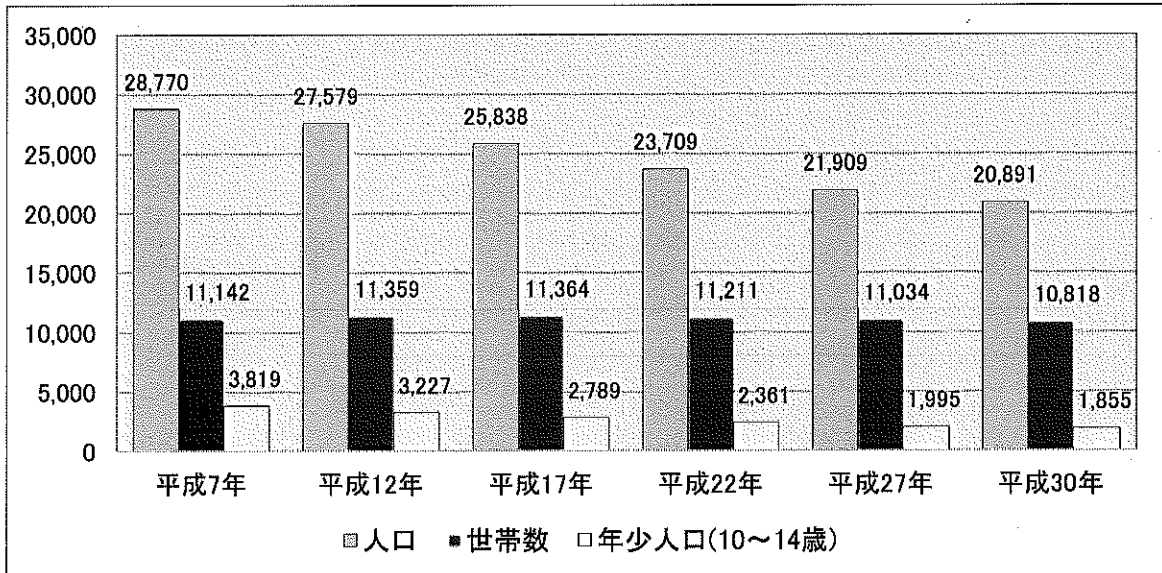


(単位:人 住民基本台帳)

②人口の推移と将来人口推計

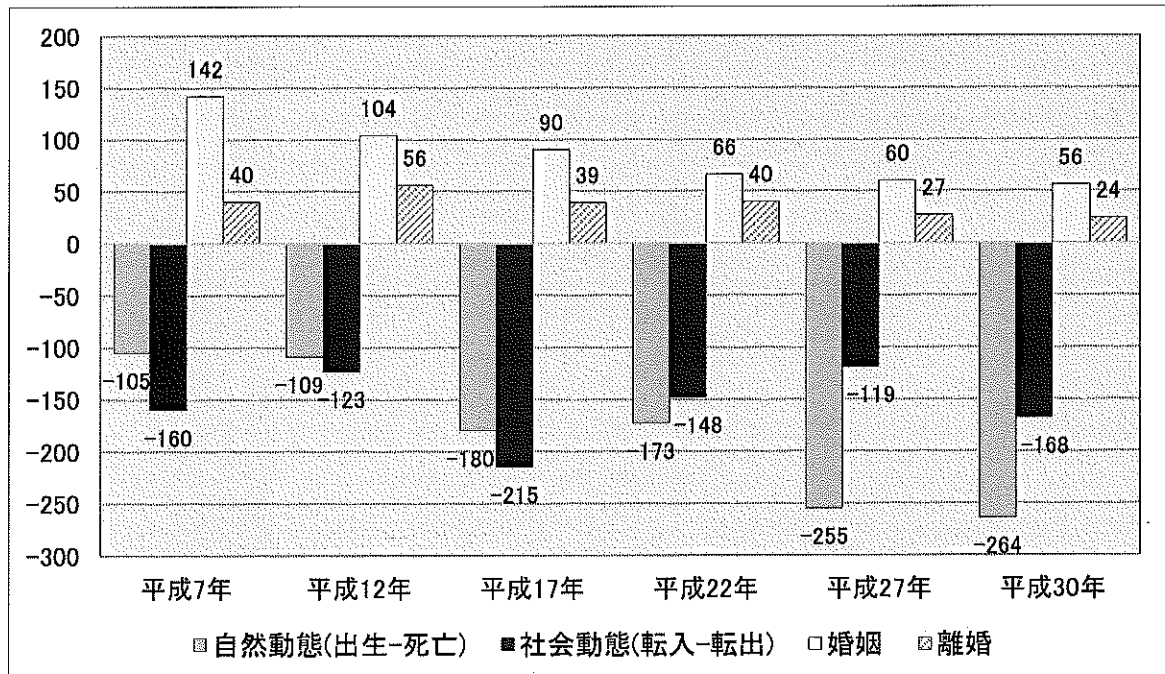
本市の人口動態の推移は、自然動態（出生数と死亡数の差）及び社会動態（転入数と転出数の差）ともに負数で推移しており、自然動態による負数は増加傾向にあります。

人口及び年少人口等の推移



(単位:人 H7~H27の人口・年少人口は国勢調査、それ以外は住民基本台帳)

人口動態（自然動態、社会動態、婚姻、離婚数）

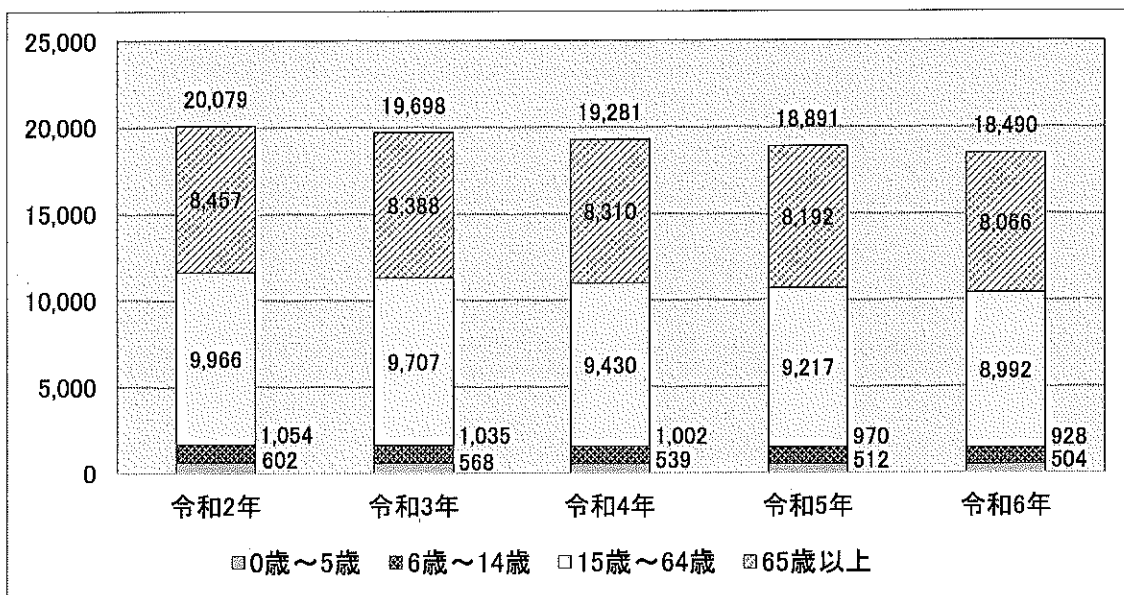


(単位:人 住民基本台帳)



将来人口の推計

各年代区分とも減少傾向が見込まれ、学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出は、この人口推計を用いています。



(単位:人 子育て支援推進室)

※人口推計の方法について

今回の推計にはコーホート法による算出方法を用いています。

コーホート(変化率)法とは、例えば平成29年の10歳の人口が平成30年には11歳になっていますので、その1年間でどのように変化したか、という変化率を使って計算する方式です。

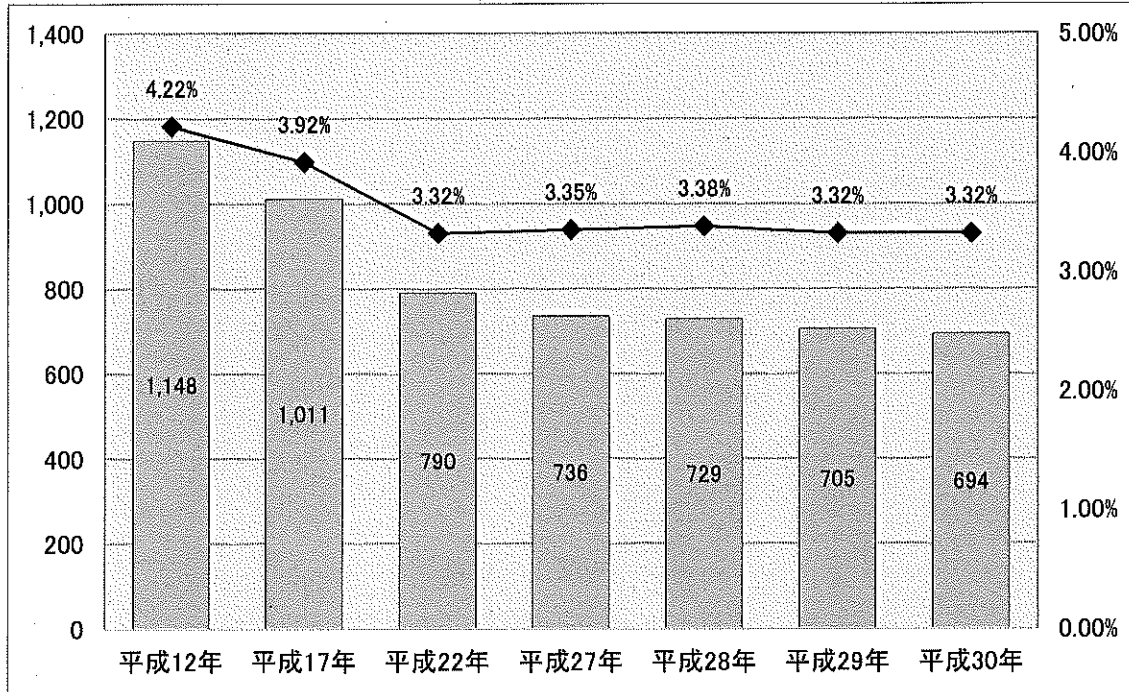
今回の推計では、平成28年から直近の平成31年の各年3月末時点の住民基本台帳上の人口をもとにして、1歳階級別のコーホート変化率の平均値を使って予測しています。

③就学前の子どもの数の状況

人口に対する就学前児童の割合



人口に対する就学児童前の割合は減少傾向にありましたが、近年は大きな変動はなく推移しています。

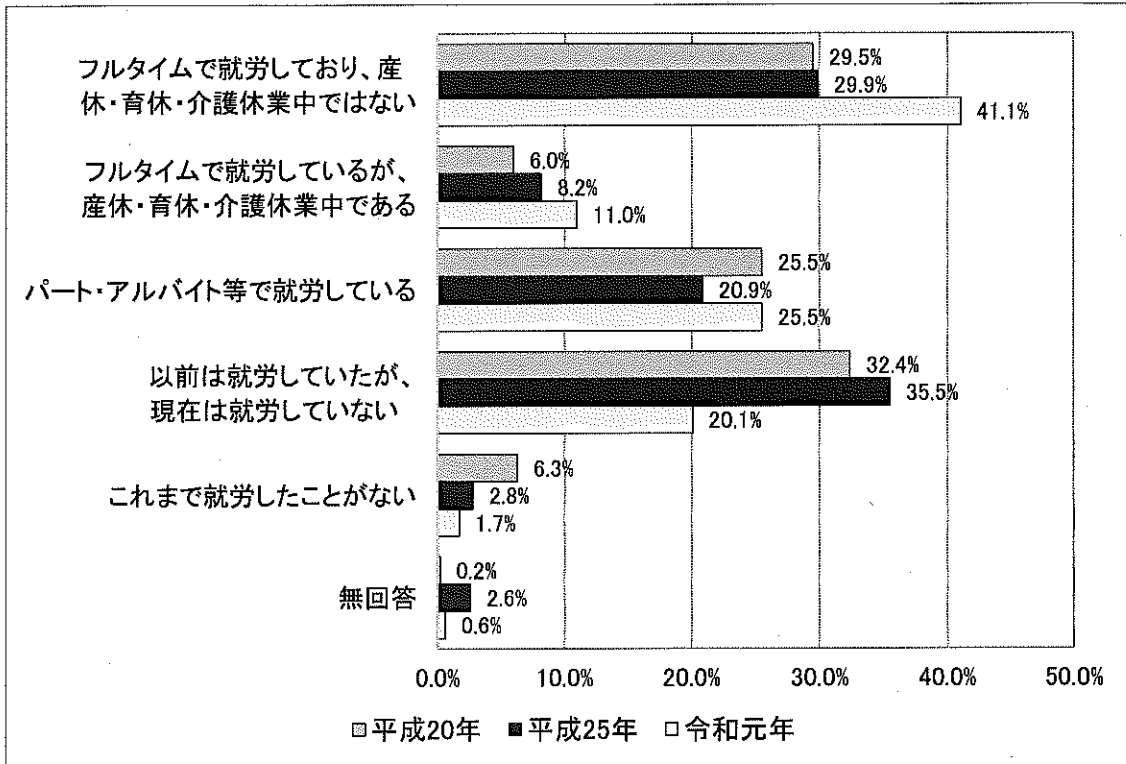


(単位:%、人 住民基本台帳)



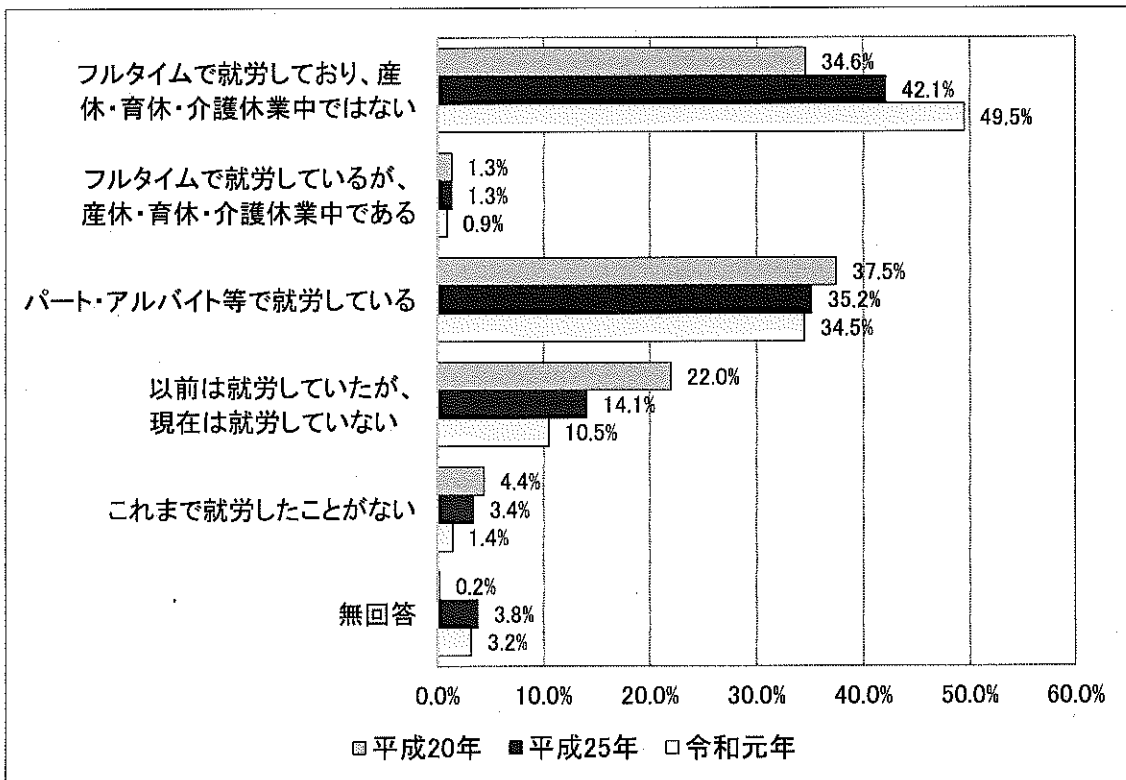
④働く女性の状況

母親の就労状況（就学前児童世帯の結果）



(H20 次世代育成支援に関するニーズ調査、H25・R 元子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

母親の就労状況（小学生児童世帯の結果）



(H20 次世代育成支援に関するニーズ調査、H25・R 元子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

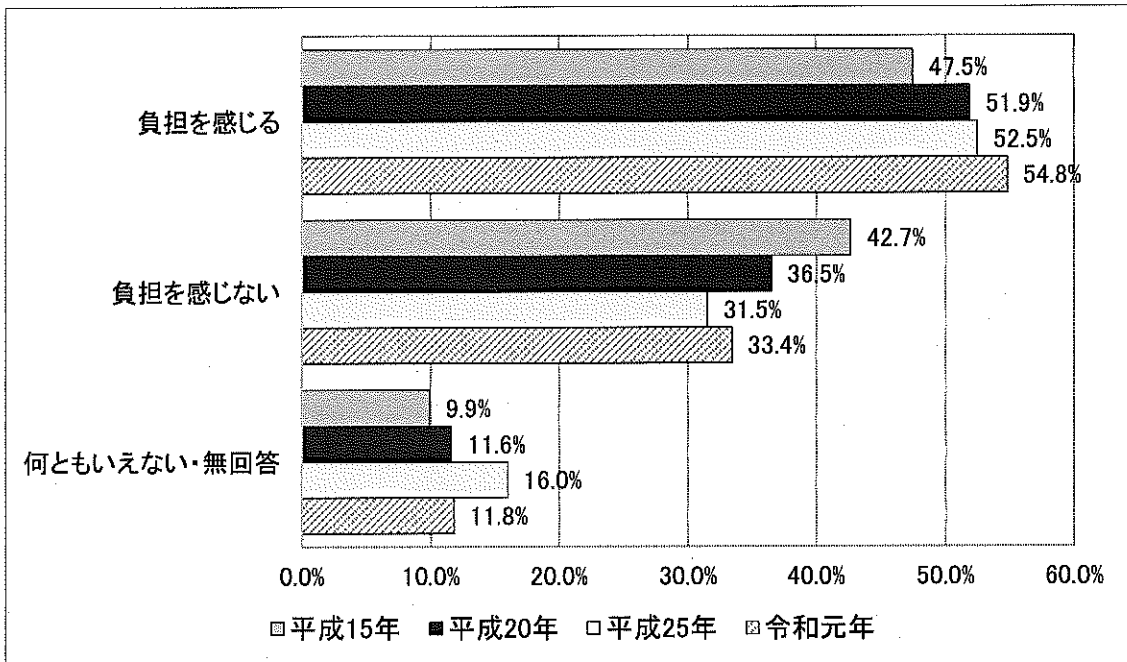
(2) 子育て家庭の現状

①子育てに対する負担感等の状況

子育てに対する負担感や不安感は、就学前児童の世帯・小学生児童の世帯ともに前計画で把握した数値より上昇しており、半数以上が負担感や不安感を感じています。

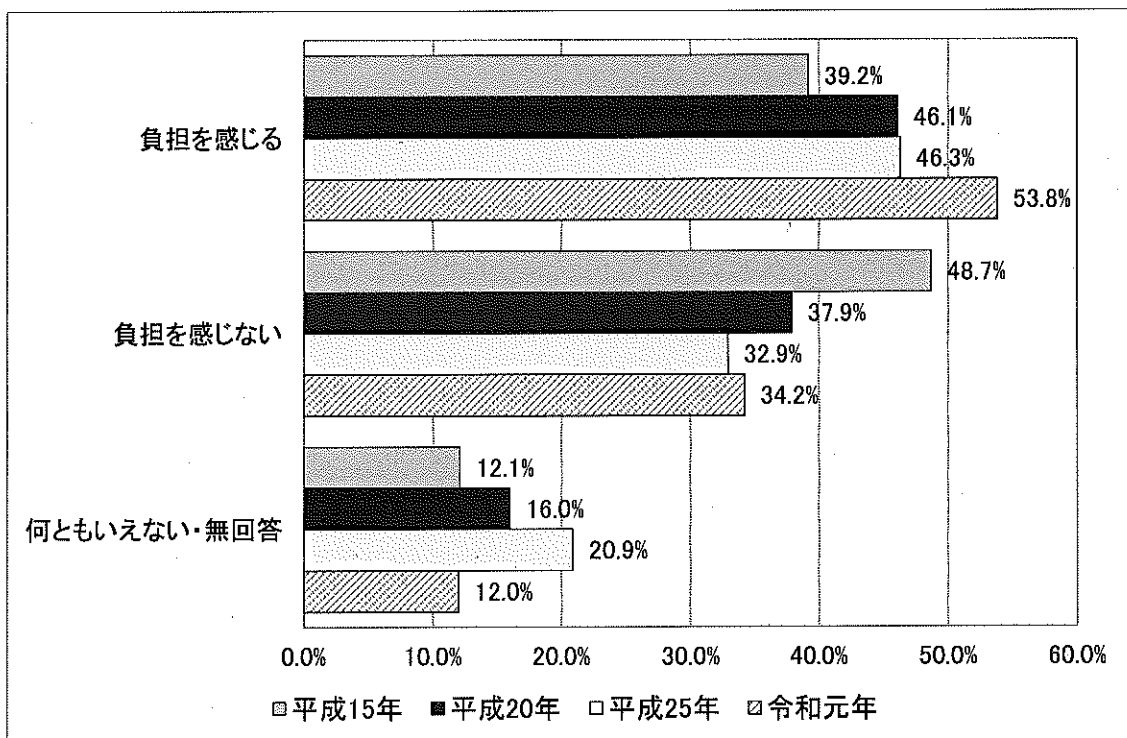


子育てに関する不安感や負担感について（就学前児童世帯の結果）



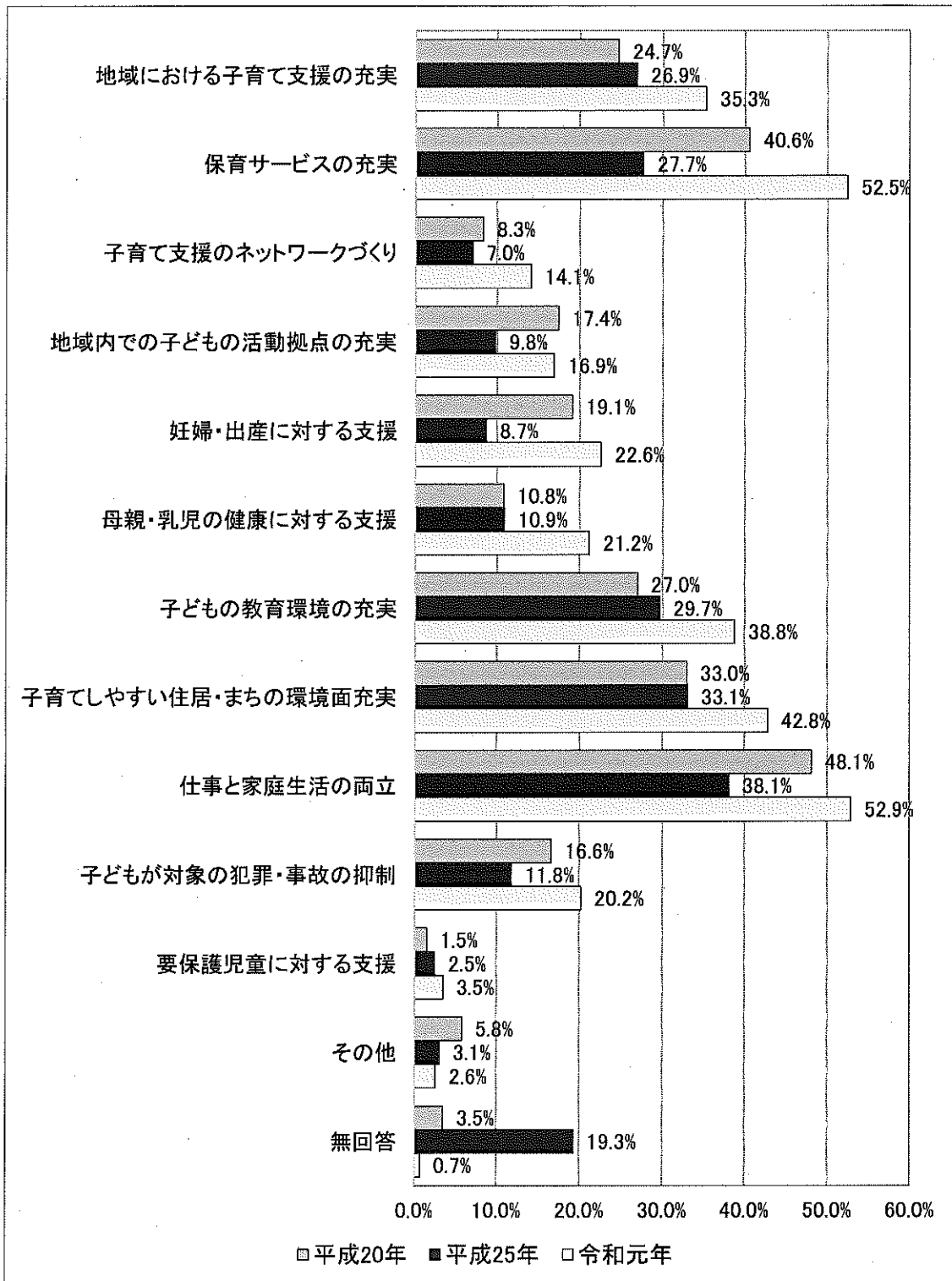
(H15・H20 次世代育成支援に関するニーズ調査、H25・R元子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

子育てに関する不安感や負担感について（小学生児童世帯の結果）



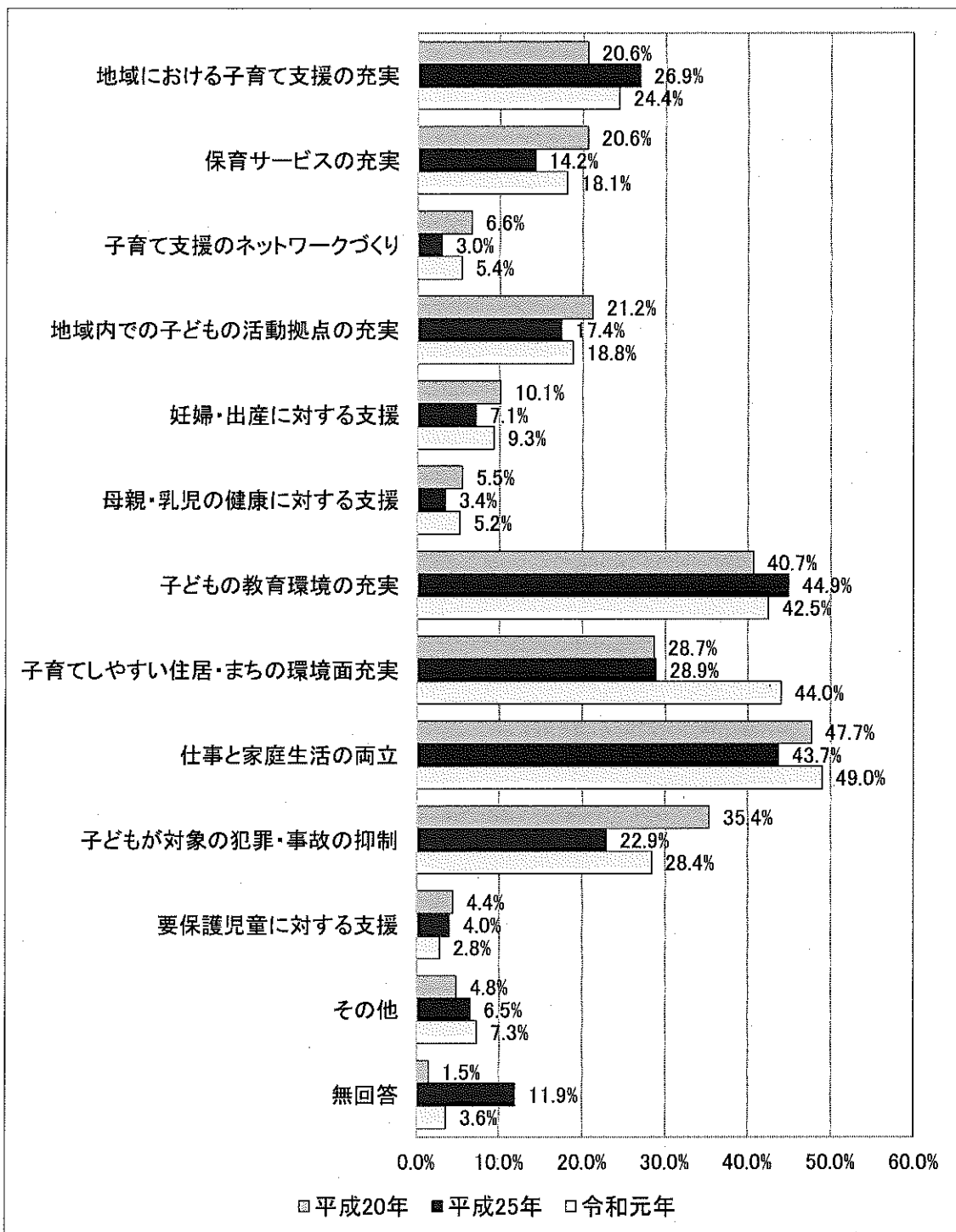
(H15・H20 次世代育成支援に関するニーズ調査、H25・R元子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

不安や負担感を解消するために必要なこと（就学前児童世帯の結果）



(H20 次世代育成支援に関するニーズ調査、H25・R 元子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

不安や負担感を解消するために必要なこと（小学校児童世帯の結果）



(H20 次世代育成支援に関するニーズ調査、H25・R元子ども・子育て支援に関するニーズ調査)

※ニーズ調査の対象者と有効回答数

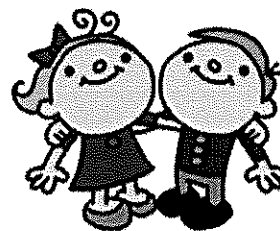
| | 就学前児童（対象者／回答数） | 小学生児童（対象者／回答数） |
|-----|----------------|----------------|
| H15 | 881／457 | 652／306 |
| H20 | 719／449 | 824／544 |
| H25 | 842／425 | 880／624 |
| R元 | 642／482 | 706／564 |

(単位：人 H15 は同一世帯に小学校と就学前児童が混在する場合は就学前児童を対象とした。H20 は同一調査が世帯で重複しないよう調整した。H25・R元は完全悉皆調査とした。)

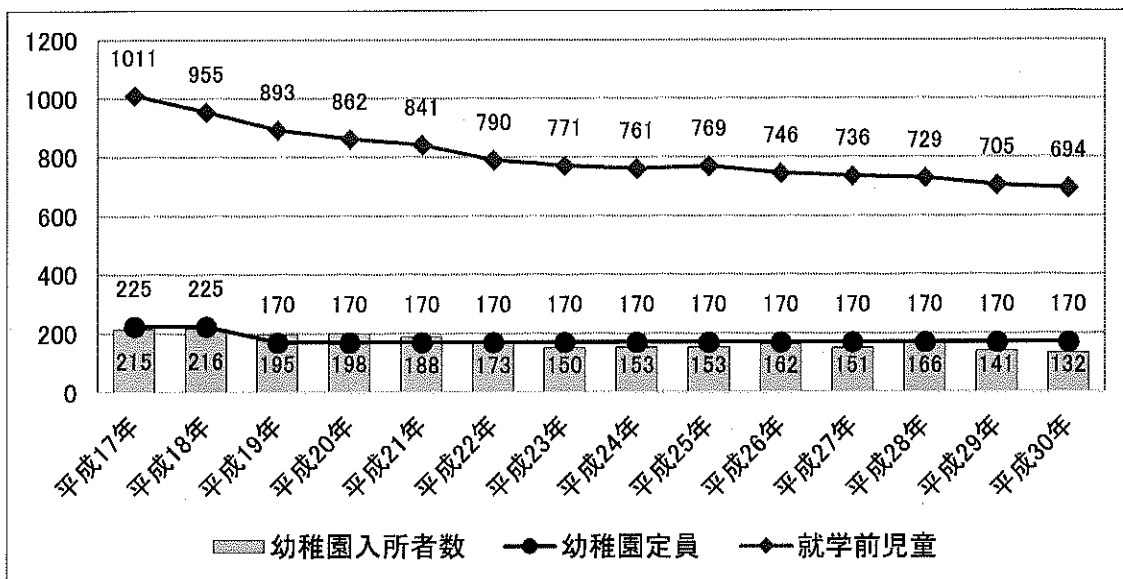
(3) 保育サービスの状況

①*教育・保育施設の現状

幼稚園の利用者数の推移



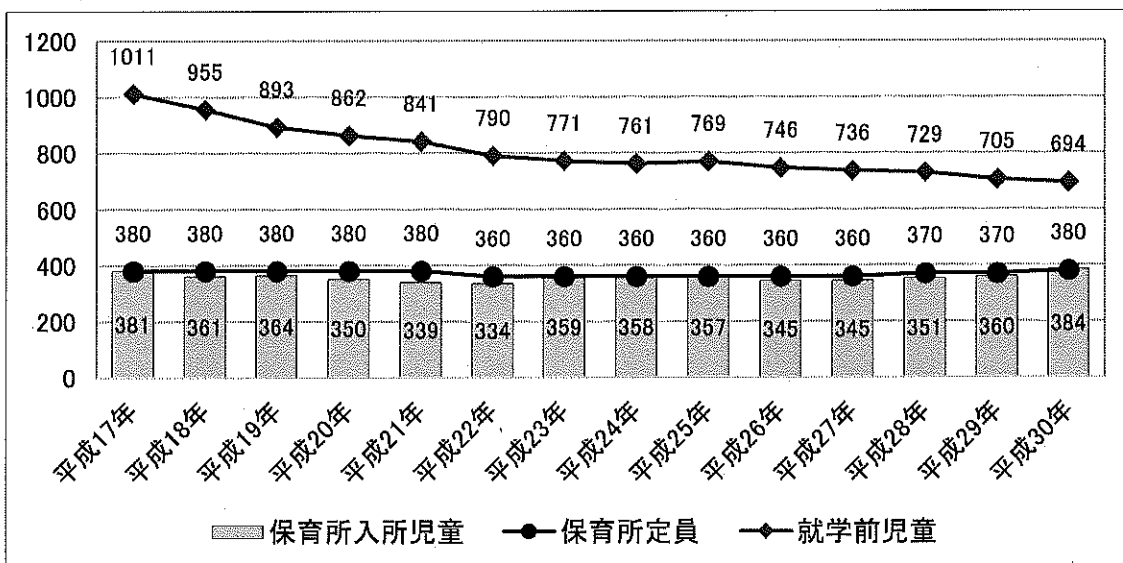
深川市の幼稚園は、平成19年に1園減少し、現在は2園あります。定員は225人だったものが平成19年から170人となっています。入所者数は減少傾向にあり、平成30年には132人となっています。



(単位:人 各年5月1日現在 市学務課)

保育所の利用者数の推移

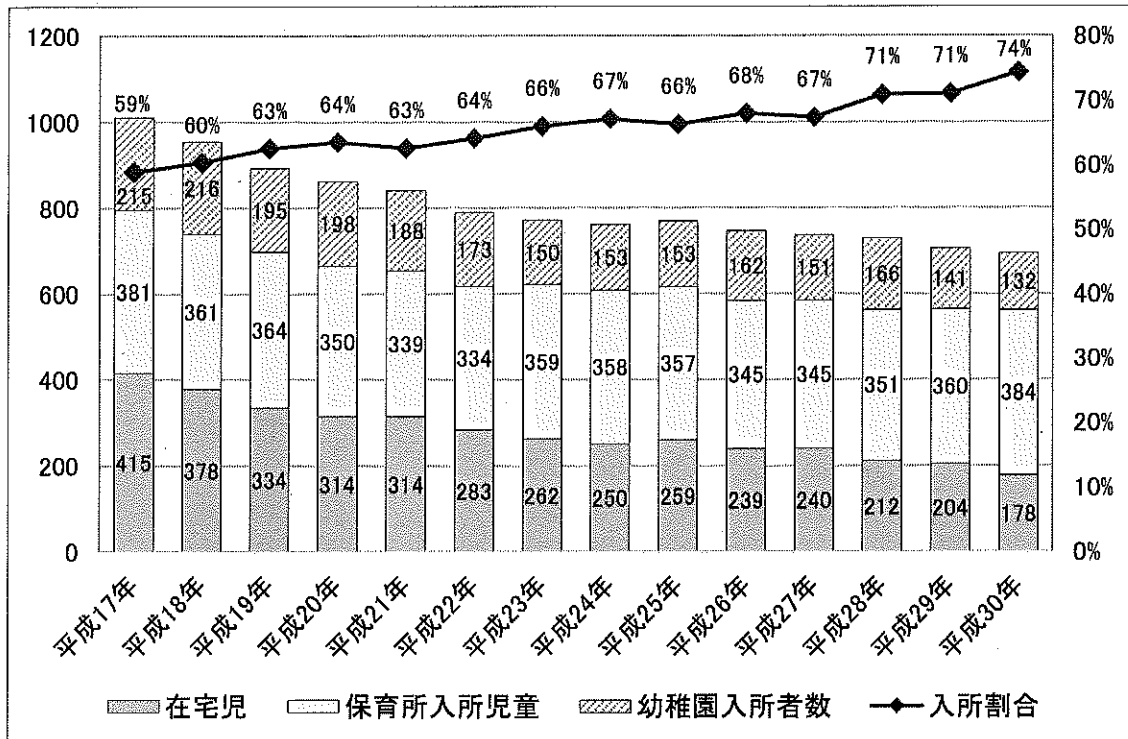
深川市の保育所は、現在9園あります。定員は平成22年から360人となっていました、近年、施設整備等に伴い380人に見直しています。入所者数は、近年ほぼ横ばい傾向にありましたが、平成30年には384人と、若干増加しています。



(単位:人 各年4月1日現在 市子育て支援推進室)

就学前児童と在宅児の推移

就学前児童と*教育・保育施設の利用者数の割合の推移は、年々増加しています。



(幼稚園は各年5月1日、保育所は各年4月1日現在 市学務課、市子育て支援推進室)

2 教育・保育環境の現状

(1) 子育て支援サービスの状況

① 地域子育て支援拠点事業

深川市子育て支援センター



本市における地域子育て支援センター事業の開始は、平成12年度に深川保育園内に小規模型として「深川市子育て支援センター」を設置し、子育て相談活動（電話、来所、訪問）を中心に活動を開始し、平成13年度から本格的に子育て支援事業を進めてきました。

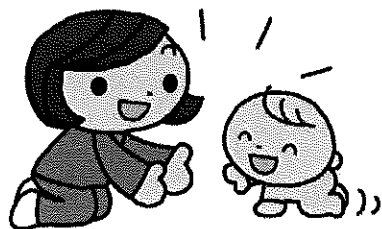
現在はセンター型として、遊びの場を提供する事業の実施や子育て相談などに加え、地域の子育て支援情報の収集や提供に努めながら、子育て全般に関する専門的な支援事業を行う拠点として、各種子育て支援事業を展開しています。

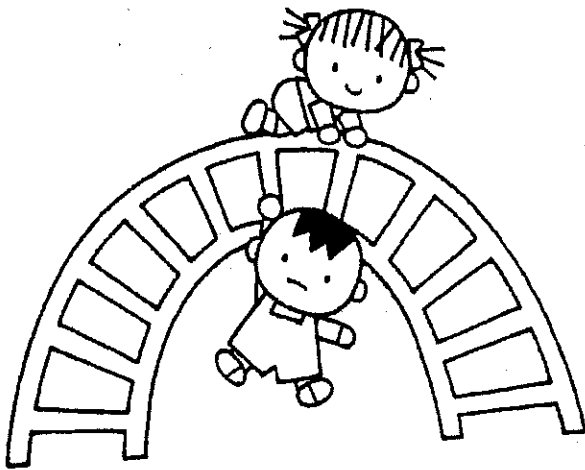
また、これまでは健康福祉センターなどを活用して支援事業を実施していましたが、保育所利用者を含め多くの子育て中の親子が利用することができるよう機能強化を図るため、保育所に併設する形で乳幼児向遊戯施設などを備えた常設の専用施設整備を進めています。

深川市子育て支援センター事業実績

| 区 分 | | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | |
|----------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|-----|
| 子育て相談 | 総数 | 43件 | 52件 | 52件 | 50件 | 78件 | |
| | 内訳 | 来所 | 43件 | 47件 | 49件 | 47件 | 77件 |
| | | 電話 | 0件 | 5件 | 1件 | 1件 | 1件 |
| | | 訪問 | 0件 | 0件 | 2件 | 2件 | 0件 |
| なかよし広場 | 総数 | 2088人 | 2114人 | 1847人 | 1480人 | 1293人 | |
| | ピッピ | [24回] 846人 | [24回] 1023人 | [24回] 763人 | [24回] 564人 | [24回] 379人 | |
| | コッコ | [24回] 1153人 | [24回] 1012人 | [24回] 1016人 | [24回] 812人 | [24回] 816人 | |
| | パパと遊ぼう | [4回] 26人 | [3回] 12人 | [2回] 19人 | [2回] 3人 | [2回] 17人 | |
| | 親子で遊ぼう | [1回] 63人 | [2回] 67人 | [3回] 49人 | [3回] 101人 | [2回] 81人 | |
| | なかよし広場開放タイム | [48回] 198人 | [48回] 189人 | [48回] 286人 | [48回] 125人 | [47回] 174人 | |
| | なかよし広場春・夏・冬休み開放日 | [10回] 174人 | [11回] 143人 | [10回] 43人 | [11回] 33人 | [10回] 23人 | |
| あそびの広場 | 総数 | 327人 | 361人 | 423人 | 419人 | 316人 | |
| | おとえ | [24回] 94人 | [24回] 74人 | [24回] 102人 | [12回] 67人 | [12回] 43人 | |
| | ひろさと | - | - | - | [12回] 16人 | [12回] 20人 | |
| | おさむない | [24回] 58人 | [24回] 37人 | [24回] 39人 | [12回] 70人 | [12回] 40人 | |
| | とけい台 | - | - | - | [12回] 55人 | [12回] 26人 | |
| | あけぼの | [24回] 54人 | [24回] 67人 | [24回] 34人 | [12回] 38人 | [12回] 19人 | |
| | いちやん | - | - | - | [12回] 56人 | [12回] 54人 | |
| | ぶんせい | [24回] 121人 | [24回] 186人 | [24回] 248人 | [12回] 59人 | [12回] 82人 | |
| | さんわ | - | - | - | [12回] 58人 | [12回] 32人 | |
| 子育て講座 | [4回] 106人 | [4回] 127人 | [4回] 98人 | [3回] 53人 | [3回] 61人 | | |
| 子育てサロン とことこ | [145回] 3247人 | [145回] 4662人 | [145回] 3318人 | [143回] 2222人 | [144回] 1858人 | | |
| 情報誌「まん丸」 発行 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | | |

(市子育て支援推進室)





＜事業の実施会場＞

- ☆子育て支援センター
- ★公民館・コミュニティ等
- ◎北光中央団地集会所

- ☆なかよし広場
- ピッピ(0歳～1歳3ヶ月児の親子)
- コッコ(1歳4ヶ月～就学前児の親子)
- ☆なかよし広場 パパと遊ぼう
- (主に0歳～就学前児の父子)
- ☆なかよし広場親子で遊ぼう H25～
- (0歳～就学前児の親子とその家族)
- ☆なかよし広場開放タイム
- ☆なかよし広場春・夏・冬休み開放日 H24～
- (0歳～就学前児の親子)
- ★あそびの広場(0歳～就学前児の親子)
- おとえ H21～
- ひろさと H29～
- おさむない H21～
- とけい台 H29～
- あけぼの H22～
- いちやん H29～
- ぶんせい H25～
- さんわ H29～
- ◎子育てサロンとことこ
- (概ね0歳～3歳児の親子)

つどいの広場事業「子育てサロン」

平成17年から健康福祉センターで、プレ実施してきたつどいの広場事業としての「子育てサロン」を、平成21年4月からは北光中央団地の集会所を専用的に利用して開設しています。

つどいの広場「子育てサロン」は、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場です。対象は主に3歳未満の親子で、現在、月・水・金の週3日開設し、専任のアドバイザーを配置して子育てに関する相談や情報提供などの取り組みを行っています。

子育てサロン
とことこ



②妊婦健康診査

| 区分 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受診票の発行数 | 134件 | 131件 | 100件 | 105件 | 83件 |

(市健康福祉課)

③乳児家庭全戸訪問事業

| 区 分 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 乳児訪問人数 | 126人 | 122人 | 124人 | 93人 | 83人 |

(市健康福祉課)

④子育て活動支援事業（ファミリーサポート事業）

平成13年9月に設立された「子育てサポートふかがわ」は、
※ファミリーサポートセンターの機能として、育児の援助を行
いたい人と育児の援助を受けたい人等からなる会員組織です。
主な事業は、保育所までの送迎や子どもの一時的預かりなどを行
っています。事務局は、深川市子育て支援センター内に設置しています。



| 区 分 | | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | |
|--------------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|-----|
| 会員数 (年度末) | 総 数 | 128人 | 138人 | 116人 | 106人 | 112人 | |
| | 内 訳 | 依頼会員 | 106人 | 111人 | 90人 | 80人 | 83人 |
| | | 援助会員 | 17人 | 22人 | 20人 | 21人 | 23人 |
| | | 両方会員 | 5人 | 5人 | 6人 | 5人 | 6人 |
| 利用件数 | | 268件 | 224件 | 351件 | 125件 | 114件 | |

(市子育て支援推進室)

⑤一時預かり事業

| 受入先施設 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 幼稚園 | 6,175人 | 5,749人 | 6,347人 | 9,941人 | 10,946人 |

※対象者：幼稚園の対象は自園児に限定

| 受入先施設 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 保育所（市立） | 422人 | 58人 | 78人 | 228人 | 29人 |
| 〃（法人） | 65人 | 146人 | 142人 | 169人 | 441人 |
| 〃（合計） | 487人 | 204人 | 220人 | 397人 | 470人 |

※対象者：保育所利用分は家庭保育の1歳～就学前の児

(市子育て支援推進室)

⑥病児・病後児保育事業

深川市立病院4階西の専用スペースで、働きながら安心して子育てができる
よう「病児・病後児保育事業」を行っています。

| 区 分 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 利用人数 | 35人 | 24人 | 44人 | 20人 | 21人 |

(市子育て支援推進室)

⑦放課後児童健全育成事業（学童保育）

| 区 分 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 深川小学校区 | 62人 | 65人 | 72人 | 64人 | 63人 |
| 一巳小学校区 | 63人 | 62人 | 61人 | 72人 | 72人 |
| 北新小学校区 | 6人 | 7人 | 9人 | 13人 | 14人 |
| 納内小学校区 | 8人 | 9人 | 12人 | 13人 | 5人 |
| 音江小学校区 | 16人 | 16人 | 17人 | 22人 | 18人 |
| 多度志小学校区 | 7人 | 16人 | 11人 | 8人 | 7人 |
| 計 | 162人 | 175人 | 182人 | 192人 | 179人 |

※年間平均登録人数

(市子育て支援推進室)

(2) 児童センター等の状況

児童センター・生き生きスポットの利用状況

| 区 分 | 児 童 セ ン タ ー | | | | |
|-------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
| 開館日数 | 292日 | 294日 | 293日 | 293日 | 292日 |
| 幼 児 | 489人 | 579人 | 1,952人 | 1,612人 | 2,474人 |
| 小 学 生 | 5,002人 | 5,140人 | 5,028人 | 5,028人 | 4,123人 |
| 中 学 生 | 298人 | 279人 | 662人 | 747人 | 371人 |
| 高 校 生 | 22人 | 7人 | 20人 | 7人 | 30人 |
| そ の 他 | 796人 | 874人 | 1,996人 | 1,915人 | 2,723人 |
| 総 数 | 6,607人 | 6,879人 | 9,658人 | 9,309人 | 9,721人 |

(市子育て支援推進室)



| 区 分 | 生 き 生 き ス ポ ッ ト | | | | |
|-------|-----------------|------------|------------|------------|------------|
| | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
| 開館日数 | 294日 | 293日 | 307日 | 305日 | 308日 |
| 幼 児 | 354人 | 1,017人 | 1,386人 | 857人 | 875人 |
| 小 学 生 | 2,783人 | 3,965人 | 5,232人 | 5,088人 | 5,449人 |
| 中 学 生 | 663人 | 1,309人 | 1,380人 | 1,640人 | 1,268人 |
| そ の 他 | 1,582人 | 2,136人 | 2,473人 | 2,228人 | 2,715人 |
| 総 数 | 5,382人 | 8,427人 | 10,471人 | 9,813人 | 10,307人 |


(市生涯学習スポーツ課)

(3) 母子保健事業の状況

| 区 分 | 実施項目等 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------------------------------|--|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1.母子健康手帳 の交付 | 発行数 | 129件 | 120件 | 97件 | 98件 | 78件 |
| 2.妊婦健康診査 | 受診票の発 行数 | 134件 | 131件 | 100件 | 105件 | 83件 |
| 3.*マタニティサ ロン(母親学級) | 実施回数 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 | 12回 |
| | 対象者 実人数 | 136人 | 109人 | 94人 | 82人 | 76人 |
| | 延べ人数 | 23人 | 32人 | 35人 | 20人 | 23人 |
| | 参加率 | 44人 | 51人 | 44人 | 40人 | 31人 |
| | | 16.9% | 29.4% | 37.2% | 24.0% | 30.0% |
| 4.妊婦訪問指導 | 妊婦数 | 132人 | 131人 | 100人 | 105人 | 83人 |
| | ハリカ妊婦 訪問数(延) | 49人 | 54人 | 33人 | 26人 | 36人 |
| | | 3人 | 6人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 5.産婦訪問指導 | 産婦数 | 126人 | 126人 | 122人 | 86人 | 82人 |
| | 訪問数(延) | 134人 | 135人 | 135人 | 107人 | 91人 |
| 6.妊産期の事業 | 妊娠11週 以内の届出 率 | 96.8% | 93.3% | 93.7% | 86.6% | 93.6% |
| | 妊娠中の飲 酒率 | 8.8% | 4.1% | 6.6% | 0.0% | 0.0% |
| | 妊娠中の喫 煙率 | 3.2 | 4.6% | 2.0% | 2.0% | 1.1% |
| | 父親や同居 者の喫煙率 | 52.8% | 32.8% | 32.0% | 46.0% | 36.2% |
| | 妊娠、出産に ついて知識 や情報を得 ることがで きた妊婦の 割合 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |
| | 妊娠につい て満足して いる妊婦の 割合 | 94.6% | 98.3% | 90.0% | 97.5% | 93.4% |
| | 出産につい て満足して いる産婦の 割合 | 95.4% | 92.5% | 94.2% | 92.6% | 91.2% |
| | 妊婦同士で 情報交換で きる仲間が いる割合 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 | 未実施 |
| *マタニテ ィサロン参 加者が満足 した割合 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | |
| 7.育児相談 【9~10 か月児 相談】 | 実施回数 | 8回 | 8回 | | | |
| | 延べ受相数 | 124人 | 131人 | | | |
| | 対象者数 | | | 108人 | 109人 | 78人 |
| | 受診数 | | | 102人 | 107人 | 78人 |
| | 受相率 | 95.3% | 97.7% | 94.4% | 98.2% | 100.0% |
| 【来所相談】 | | 213件 | 309件 | 216件 | 224件 | 141件 |
| 【電話相談】 | | 109件 | 168件 | 110件 | 108件 | 186件 |



| 区 分 | 実施項目等 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 8.*2歳児クラブ | 実施回数 | 9回 | 3回 | 3回 | 2回 | 2回 |
| | 対象数 | 125人 | 131人 | 129人 | 129人 | 120人 |
| | 参加実人数 | 47人 | 28人 | 27人 | 31人 | 32人 |
| | 参加率 | 37.6% | 21.4% | 20.9% | 24.7% | 20.8% |
| 9.両親学級 | 実施回数 | 3回 | 3回 | 3回 | 2回 | 2回 |
| | 父親参加 | 8人 | 8人 | 7人 | 8人 | 7人 |
| 10.乳幼児健診 【4か月児】 | 対象者 | 139人 | 122人 | 122人 | 83人 | 91人 |
| | 受診数 | 137人 | 121人 | 119人 | 83人 | 90人 |
| | 受診率 | 98.5% | 99.1% | 97.5% | 100.0% | 98.9% |
| 【7か月児】 | // | 140人 | 131人 | 110人 | 102人 | 86人 |
| | // | 138人 | 128人 | 109人 | 101人 | 84人 |
| | // | 98.5% | 97.7% | 99.0% | 99.0% | 97.6% |
| 【1歳6か月児】 | // | 121人 | 138人 | 122人 | 111人 | 103人 |
| | // | 121人 | 132人 | 121人 | 109人 | 102人 |
| | // | 100.0% | 95.7% | 99.2% | 98.2% | 99.0% |
| 【3歳児】 | // | 122人 | 117人 | 137人 | 121人 | 123人 |
| | // | 120人 | 114人 | 133人 | 120人 | 121人 |
| | // | 98.4% | 97.4% | 97.0% | 99.2% | 98.4% |
| 【1歳6か月児 むし歯保有率】 | 保有率 | 0.8% | 1.6% | 0.0% | 0% | 0.9% |
| | 保有人数 | 1人 | 2人 | 0人 | 0人 | 1人 |
| | 総本数 | 1本 | 6本 | 0本 | 0本 | 2本 |
| 【3歳児むし歯 保有率】 | // | 16.8% | 11.5% | 12.8% | 9.0% | 7.4% |
| | // | 20人 | 13人 | 17人 | 11人 | 9人 |
| | // | 77本 | 41本 | 105本 | 35本 | 4.6本 |
| 11.新生児・乳幼 児訪問指導 | 乳児 | 126人 | 122人 | 124人 | 99人 | 85人 |
| | 幼児 (内障がい児) | 29人 (2人) | 27人 (2人) | 14人 (1人) | 12人 (1人) | 15人 (2人) |
| 12.*乳児家庭全 戸訪問事業 | 乳児 | 126人 | 122人 | 124人 | 93人 | 83人 |
| 13.予防接種 【1歳6か月児 予防接種率】 | 4種混合 | 85.8% | 94.7% | 98.3% | 97.3% | 98.1% |
| | MR(単独含む) | 96.3% | 97.7% | 97.6% | 94.6% | 98.0% |
| | BCG | 100.0% | 100.0% | 99.1% | 97.3% | 98.1% |
| 【3歳児予防接 種率】 | DPT(もしくは4種 ポリオ) | 99.2% | 98.2% | 99.2% | 98.3% | 92.7% |
| | MR | 100.0% | 97.5% | 98.4% | 100.0% | 98.3% |
| | BCG | 100.0% | 98.2% | 99.2% | 99.2% | 97.6% |
| | | | | | | |
| 14.離乳食教室 | 実施回数 | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 | 12回 |
| | 参加者数 | 43人 | 52人 | 45人 | 45人 | 43人 |
| 15.幼児おやつ 教室 | 実施回数 | 9回 | 3回 | 3回 | 2回 | 2回 |
| | 参加者数 | 47人 | 28人 | 27人 | 31人 | 32人 |
| 16.幼児の歯科 教室 | 実施回数 | 1回 | 2回 | 1回 | 2回 | 3回 |
| | 参加者数(園児) | 54人 | 86人 | 27人 | 77人 | 92人 |
| | //(保護者) | 0人 | 40人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 17.巡回児童相談 | 実施回数 | 12回 | 10回 | 11回 | 11回 | 10回 |
| | 幼児延べ人数 | 14人 | 6人 | 12人 | 10人 | 4人 |
| | 学童延べ人数 | 33人 | 27人 | 22人 | 21人 | 26人 |
| 18.母子健康教室 | 実施回数 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 1回 |
| | 参加者数 | 46人 | 22人 | 29人 | 39人 | 27人 |
| 19.*ヘルシーマ ザーズクラブ | 実施回数 | 4回 | 4回 | 3回 | 2回 | 2回 |
| | 参加者数 | 50人 | 71人 | 41人 | 41人 | 34人 |

| 区 分 | 実施項目等 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | |
|-----------------------|---|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--|
| 20.乳幼児期の事業 | 育児を手伝ってくれる人、相談相手がいない人の割合 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | |
| | 高いところや浴槽等から転落しないよう注意している親の割合 | | | | | | |
| | ・階段、バランダ | 93.0% | 94.6% | 85.0% | — | — | |
| | ・バランダ、窓のそば | — | — | — | 100.0% | 93.0% | |
| | ・浴槽 | 98.2% | 100.0% | 100.0% | 99.0% | 97.4% | |
| | ・テラス、窓のそば | 99.2% | 98.4% | 98.3% | — | — | |
| | 乳幼児健康診査時に事故予防についてパンフレットを配布し周知している | | | | | | |
| | 4か月児健康診査時に乳幼児突然死症候群の予防についてパンフレットを配布して周知している | | | | | | |
| |  | 手の届くところに危ないものを置かない親の割合 | | | | | |
| | ・小さいもの | 98.3% | 99.1% | 99.1% | 99.0% | 97.4% | |
| | ・熱いもの | — | — | — | 99.0% | 96.1% | |
| | ・外口、刃物、薬 | 98.3% | 99.2% | 100.0% | — | — | |
| | ・ストース、熱いもの | 99.1% | 98.4% | 98.0% | — | — | |
| | 3歳児健診での肥満度(15%以上) | 2.5% | 7.0% | 3.0% | 3.0% | 8.3% | |
| 1歳6か月での麻疹の罹患率 | 0.0% | 0.0% | 0.82% | 0.0% | 0.0% | | |
| フッ化物塗布を受けている3歳児の割合 | 71.7% | 63.2% | 73.7% | 64.0% | 58.3% | | |
| 乳幼児健診未受診者に対するアプローチの割合 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| 食事・おやつ時間が決まっている割合 | 90.1% | 91.2% | 87.7% | 99.0% | 86.7% | | |
| 仕上げ歯みがきをしている割合 | 96.7% | 96.5% | 88.5% | 94.0% | 94.1% | | |
| 1日3度の食事を摂っている割合 | 98.3% | 98.2% | 93.0% | 99.0% | 97.5% | | |
| 9時前に就寝、7時前に起床している割合 | 64.2% | 49.1% | 48.0% | 65.0% | 65.0% | | |

| 区 分 | 実施項目等 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|------------|-------------------------------|-------------------------|----------|----------|------------------------|------------------------|
| 20.乳幼児期の事業 | *2歳児クラブで乳幼児期の心の発達について理解した親の割合 | 100.0% | 88.2% | 96.9% | 100.0% | 100.0% |
| | *2歳児クラブで育児の負担感が減った親の割合 | 88.9% | 88.2% | 96.9% | ほとんどの保護者から軽減したとの声が聞かれた | ほとんどの保護者から軽減したとの声が聞かれた |
| | | *2歳児クラブや保育所・幼稚園での性教育の実施 | | | 1歳6か月児健診や3歳児健診時に性教育を実施 | |
| | *2歳児クラブに父親も参加した家族の割合 | 17.7% | 28.5% | 25.9% | 26.6% | 21.9% |
| | 父親の育児参加がある割合 | 95.3% | 94.2% | 98.3% | 97.5% | 94.5% |

(市健康福祉課)



新生児・乳幼児等の死亡状況

| 区分 | 年次 | 乳児死亡 | | 新生児死亡 | | 死 産 | | | | | |
|-------|---------------------|-------|------|-------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | | 実数 | 出生千対 | 実数 | 出生千対 | 総 数 | | 自然死産 | | 人工死産 | |
| | | | | | | 実数 | 出生千対 | 実数 | 出生千対 | 実数 | 出生千対 |
| 全 国 | H28年 | 1,928 | 2.0 | 874 | 0.9 | 20,934 | 21.0 | 10,067 | 10.1 | 10,867 | 10.9 |
| 北 海 道 | | 76 | 2.2 | 33 | 0.9 | 901 | 25.0 | 345 | 9.6 | 556 | 15.4 |
| 深 川 市 | H28年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 16.7 | 0 | 0 | 2 | 16.7 |
| | H24~ H28年 平 均 | 0.2 | 1.62 | 0 | 0 | 3.4 | 26.8 | 1.6 | 12.9 | 1.8 | 14.2 |

(単位：人 厚生労働省 人口動態統計、市健康福祉課)

(4) 学校教育等施設の状況

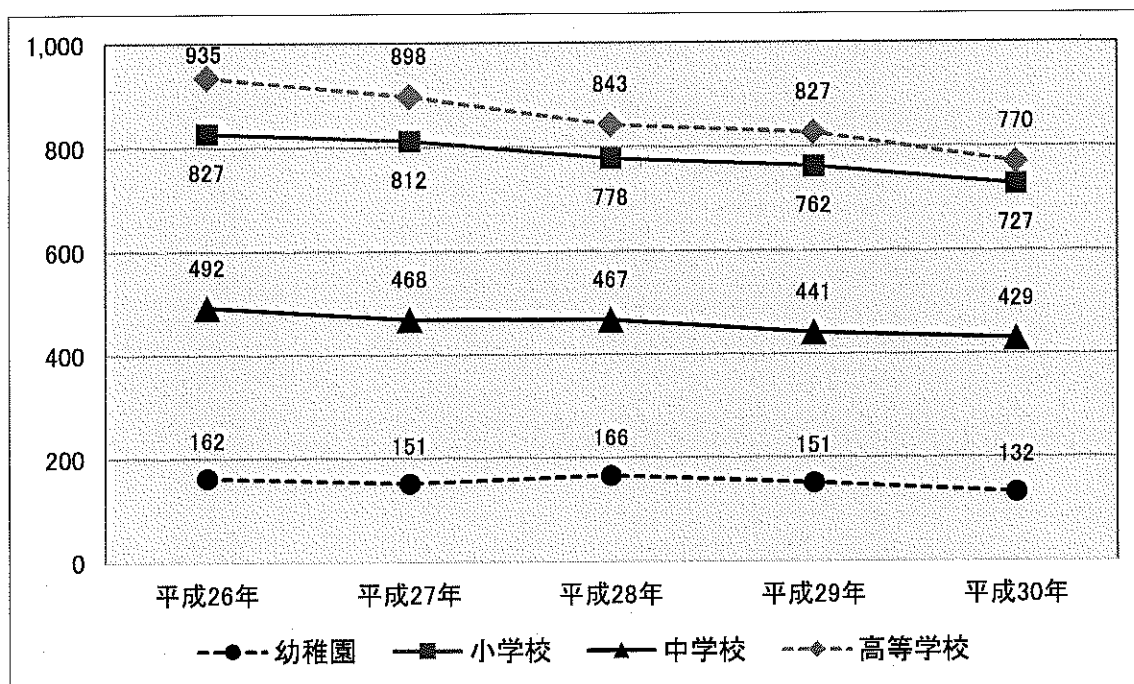
学校教育施設数は、平成26年度以降、変更無く推移しています。

| 教育施設項目 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 幼稚園 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 小学校 | 6か所 | 6か所 | 6か所 | 6か所 | 6か所 |
| 中学校 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 高等学校 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 | 3か所 |

資料：市内各学校（各年5月1日現在）

在学者数の推移

少子化により年々在学者数が減少しており、近年では高等学校在学者数の減少が顕著です。



※資料 市内各学校（各年5月1日現在）

(5) 児童虐待・各種相談の状況

本市における児童虐待や*家庭児童相談室における各種相談受案件数は、次頁の表のとおりです。

児童虐待についてはこれまでも、深川市要保護児童対策協議会の取り組みを中心に対応していますが、相談・受案件数の状況から、さらに市や関係機関、関係団体などの支援、連携はもとより、地域全体での、児童虐待の早期発見、早期対応への取り組みの一層の強化が求められています。



虐待内容別通告（新規受理）数

| 区分 | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 身体的虐待 | | 1 | | 7 | 1 |
| 性的虐待 | | | | | |
| ネグレクト | 2 | 1 | | | |
| 心理的虐待 | 3 | 3 | 8 | 3 | 5 |
| 計 | 5 | 5 | 8 | 10 | 6 |

(単位：人 深川市家庭児童相談室)

家庭児童相談室 相談受案件数

| 種別 | | 平成 26年度 | 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 |
|-----------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 養護相談 | 児童虐待相談 | 5 | 5 | 8 | 10 | 6 |
| | その他の相談 | | 1 | 1 | | 3 |
| 保健相談 | | | | | | |
| 障がい相 談 | 肢体不自由相談 | | | | | |
| | 聴覚障がい相談 | | | | | |
| | 言語発達障がい 相談 | 13 | 3 | 2 | 1 | 3 |
| | 重症心身障がい 相談 | 3 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| | 知的障がい相談 | 14 | 15 | 13 | 11 | 11 |
| | 自閉症等相談 | 29 | 18 | 21 | 18 | 16 |
| 非行相談 | △犯行為等相談 | | | | | |
| | 触法行為等相談 | | | | | |
| 育成相談 | 性格行動相談 | 4 | | 6 | 6 | 7 |
| | 不登校相談 | 3 | 4 | 5 | 1 | 7 |
| | 適性相談 | | | | 1 | 1 |
| | 育児・しつけ相談 | 2 | 8 | 1 | 2 | 1 |
| その他の相談 | | 8 | 5 | 3 | 7 | 5 |
| 計 | | 81 | 61 | 62 | 58 | 62 |

(単位：人 深川市家庭児童相談室)



3 子ども・子育て支援における課題等

深川市子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期計画を策定するにあたっては、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備充実にむけ取り組んできた前子ども・子育て支援事業計画（以下、「前計画」）の評価を行い、今後の子ども・子育て支援を総合的に推進します。



① 前計画の評価とまとめ

前計画では、7つの施策目標と21の具体的施策を掲げ、各事業を推進してきました。定量的目標事業量に対する達成度は達成されている項目が多く、必要なサービス提供体制を確保できています。

定量的目標事業量

| 区 分 | 平成26年度 (H26.4 現在) | 平成31年度事業量等目標 (a) | 実績 (H31.4 現在) (b) | 比較 b/a |
|---------------------------------|-------------------|------------------|-------------------|----------------|
| 1.教育・保育提供体制の確保 | 530人 | 545人 | 564人 | 103% (34人増) |
| 3歳未満*認可保育所 | 151人 | 157人 | 161人 | 103% (10人増) |
| 3歳以上幼稚園、*認可保育所等 | 379人 | 388人 | 403人 | 104% (24人増) |
| 2.夜間帯*延長保育 | — | — | — | — |
| 3.休日保育 | — | — | — | — |
| 4.*病児・病後児保育 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 100% |
| 5.*放課後児童健全育成事業 | 7箇所 | 7箇所 | 7箇所 | 100% |
| 6.*一時的保育事業 | 7箇所 | 7箇所 | 9箇所 | 129% |
| 7.地域子育て支援拠点事業 | 2箇所 | 2箇所 | 2箇所 | 100% |
| つどいの広場事業 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 100% |
| 子育て支援センター | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 100% |
| 8.*ファミリーサポートセンター（子育てサポートふかがわ）事業 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 100% |
| 9.ショートステイ事業 | — | — | — | — |

※教育・保育提供体制の確保は施設利用定員数

②施策目標の評価

施策の目標①母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- 具体的な施策
- 1 母子保健等の充実
 - 2 食育の推進
 - 3 思春期保健対策の充実
 - 4 小児医療の充実

母子並びに乳幼児等の健康の確保及び増進については、母子保健、食育、思春期保健対策など、対象者や年齢に応じた各種事業を実施することにより推進することができました。また、小児医療についても、子ども医療給付事業のほか北空知4町や深川医師会との連携により救急医療体制の確保を図ることができました。

施策の目標②：職業生活と家庭生活との両立の推進等

- 具体的な施策
- 1 仕事と生活の調和の実現のための取り組み
 - 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と家庭の両立支援については、育児休業取得支援助成金制度の実施などにより推進してきており、引き続き育児休業の取得促進等を図る必要があります。

施策の目標③：地域における子育ての支援

- 具体的な施策
- 1 地域における子育て支援サービスの充実
 - 2 保育サービスの充実
 - 3 児童の健全育成等

子育て支援サービスは、全体として推進し実施している事業が多く見られます。子育て支援センターが実施する事業では、利用者からの良い評価が窺えます。一方で、ニーズ調査の結果から依然として半数以上が子育てに関する不安感や負担感を感じていることが課題です。

経済的な負担軽減策では、国の教育・保育無償化を合わせ、保育料負担軽減を50%に拡充するなど、大きく前進しました。

また、*一時的保育の実施保育所が増加するなど、サービスの充実を図ることができました。

施策の目標④：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 具体的な施策
- 1 次代の親の育成
 - 2 学校等の教育環境の整備

- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 有害環境対策の推進

各施策に基づく事業が継続実施されており、引き続き関係機関との連携を充実させ、教育環境の整備を進める必要があります。

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発では、啓発事業への参加者確保が課題です。

施策の目標⑤ : 子ども等の安全の確保

- 具体的な施策
- 1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進
 - 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子ども等の安全の確保については、青少年健全育成連絡協議会、青少年指導委員、各学校など関係機関・団体との連携により各種事業を実施し、活動を推進することができました。

施策の目標⑥ : 子育てを支援する生活環境の整備

- 具体的な施策
- 1 良好な居住環境の整備
 - 2 安全・安心の道路交通環境等の整備



空き家情報や住まいの知識情報などの市ホームページによる情報提供や、住宅改修に対する助成制度の実施により、子育ての状況に応じた住宅環境の整備を進めることができました。また、バリアフリー歩道の整備（歩道の段差解消）により、安全な交通環境の整備を進めることができました。

施策の目標⑦ : 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実

- 具体的な施策
- 1 子どもと家庭についての意識改革
 - 2 児童虐待防止対策の充実
 - 2 母子家庭等の自立支援の推進
 - 3 障がい児施策の推進

要保護児童対策協議会等関係機関の活動による児童虐待防止対策など、各施策に基づく事業の継続実施により推進してきており、引き続き関係機関との連携を充実させ、支援を必要とする家庭など、それぞれのニーズに応じた対応を進める必要があります。

1 基本理念

この計画は、第1期深川市子ども・子育て支援事業計画の考えや取り組みを継承するとともに、深川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果等を踏まえ、深川市が目指す将来像として、次の基本理念を定めます。

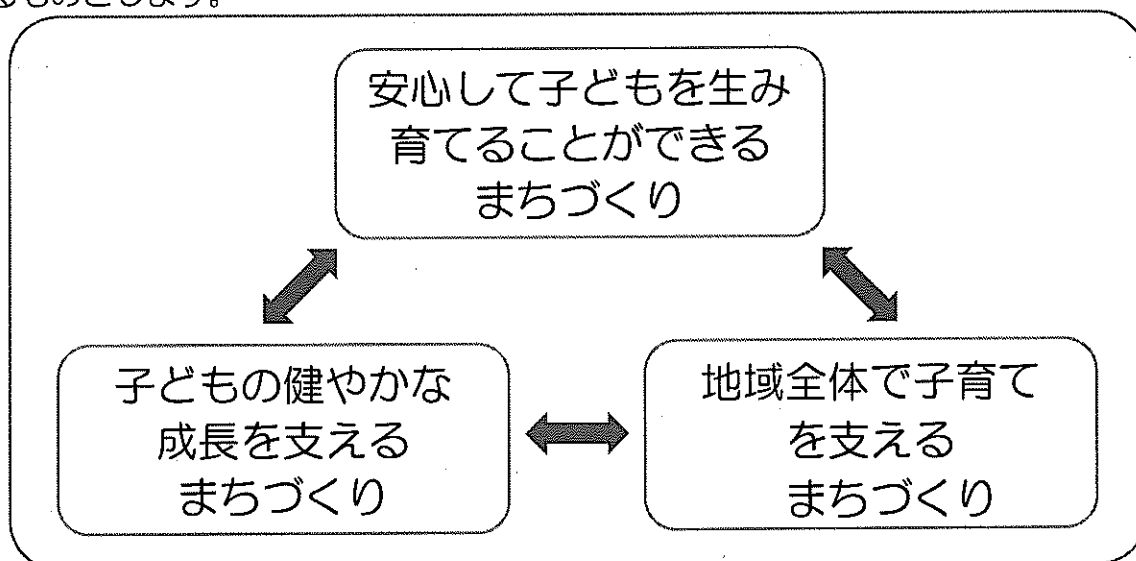
出産・子育ての 希望がかなうまち、 ふかがわ

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会を支える担い手育成の基礎をなすもので、社会全体で取り組むことが必要な大切な課題です。ですが、本市の現状をみると、子育てに不安や負担感等を抱えながら子育てを行っている方々が全体の半数を超えています。このような現状に鑑み、本市では、家庭を築き、子どもを生み育てる方々の希望がかなえられるよう、本計画の基本理念を「出産・子育ての希望がかなうまち、ふかがわ」と定め、取り組みを推進します。



2 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと3つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。



基本目標1 安心して子どもを生み育てることができるまちづくり

子を産み育てる世代の保護者が、妊娠・出産・子育て・保育などの知識を身につけ、子どもを安心して産み、健やかに育てることができるよう、ライフステージに応じた健康の確保及び増進等に関する相談体制や情報提供の充実を図るとともに、子育てや子育てに関するサービスの充実に努めます。また、子どもが安全・安心に遊び、生活習慣や社会秩序などを身につけられる環境をつくることを通じて、子どもの自主性や社会性を育成します。

子育て家庭の経済的負担を軽減するためには、保育所保育料の軽減等、各支援策を継続実施し、負担の軽減に努めます。

さらに、男女が互いに尊重し合い、共に働きながら子育てができるよう、事業所における育児休業制度の取得促進をはじめ、子育てと仕事の両立支援に関する制度の普及啓発に努めます。

■施策の目標

- (1) 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進等のサービスの充実
- (2) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

基本目標2 子どもの健やかな成長を支えるまちづくり

安心して子育てをするためには、子育て家庭のライフスタイルの多様化などに対応した保育サービスの充実が必要です。

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、3歳未満の低年齢児童の保育ニーズが増加傾向にあるため、将来の人口予測とニーズを見極めながら受け入れ枠の確保に努めます。

また一時預かり事業は、保育所等を利用していない家庭に対する子育て支援策としての役割を担うことができるよう、一般型事業の充実を検討します。

小学校就学児童の放課後対策は、子どもの健全な成長を支え、子どもを安心して預け働くことができるよう、*放課後児童クラブ(学童保育)の充実を図るとともに、国の「放課後子ども総合プラン」に基づいて、放課後子ども教室の実施を検討するなどし、より幅広く、放課後児童対策の充実を図ります。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び支援が提供されることが重要なため、これらの質の確保・向上を図ります。

児童・生徒が乳幼児とふれあったり、自然とふれあったりするなかで、いのちの大切さを肌で実感するとともに、これからの社会で生きていく上で必要な、人間とし

での調和的発達を目指した異年齢児童の交流や地域活動の促進を通じて豊かな人間性の醸成を図ります。

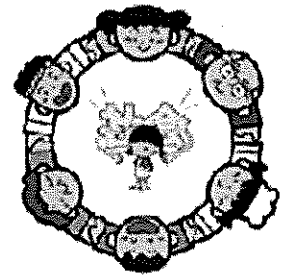
■施策の目標

- (3) 地域における子育ての支援
- (4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標3 地域全体で子育てを支えるまちづくり

子どもの権利が尊重され、子どもの権利が保障されるよう、子どもの人権について、普及啓発を図ります。

また、地域全体で子育てへの支援を図ることができるよう、地域子育て力強化事業（すきやき隊）の取り組みを支援するとともに、すべての市民が子育ての問題を理解し、支え合う環境がつけられるよう多様な子育て支援策の充実を図ります。



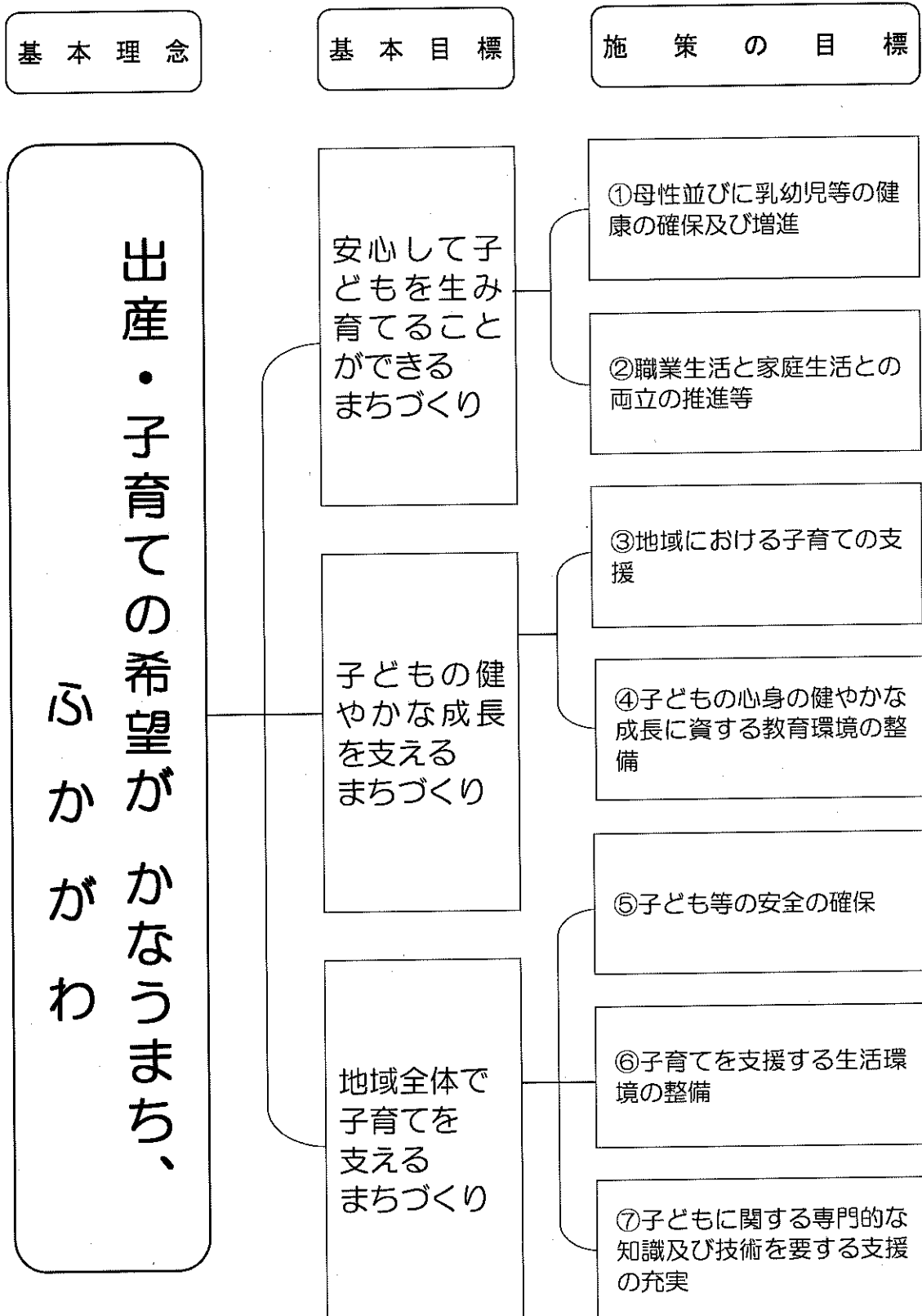
近年、ひとり親家庭、発達障がいのある子どもがいる家庭など、個々の状況に応じた配慮や支援が必要な家庭が増加しています。また、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、多くの不安やストレスを抱えていることが窺えます。これらのことが要因の一つとなり、我が子を虐待してしまう保護者が増えていることが社会問題となっています。障がいのある子ども、虐待によりケアを必要とする子ども、ひとり親家庭及び生活困窮家庭などの配慮が必要な子どもや家庭に対する支援に努めます。

また、男女の社会的な性的差別をなくし、家庭における固定化した役割分担に対する認識を見直し、男女が互いに尊重し合い、共に支え合える社会の形成を目指して、男女共同参画による子育てを促進します。

■施策の目標

- (5) 子ども等の安全の確保
- (6) 子育てを支援する生活環境の整備
- (7) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実

1 施策の体系



2 施策の目標

施策の目標① 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

- 1 母子保健等の充実
- 2 食育の推進
- 3 思春期保健対策の充実
- 4 小児医療の充実

①-1 母子保健等の充実

核家族化の進展などによる社会環境の変化は、妊娠・出産・子育て不安を深刻化させるなど、母性並びに乳幼児等の健康の確保が必要です。

このため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導などの母子保健事業の充実を図ります。

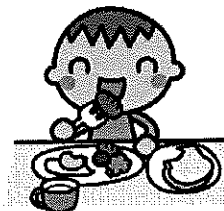
また、親の育児不安や負担感の解消などを図るため、妊婦訪問事業や健康診査、乳幼児健診の場を活用した相談指導の実施、新生児訪問の実施にあわせて*乳児全戸訪問事業の実施などにより、妊娠期からの継続した支援体制の充実に努めます。

さらに、妊娠・出産・育児に関する情報提供や子どもの事故の予防のための啓発などの取り組みを進めます。

また、不妊症のために子どもをもつことができない夫婦に対して、北海道ならびに深川市が実施する不妊治療費助成事業の周知や相談支援に努めます。

①-2 食育の推進

朝食の欠食などの食習慣の乱れや思春期のやせに見られるような心と体の健康問題が子どもたちに生じています。乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成や良好な家族関係づくりにより心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野などが連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供に努めます。



①-3 思春期保健対策の充実

10歳代の人工妊娠中絶や性感染症の罹患は、生涯における心身の健康にも大きな影響を及ぼす恐れがあり、喫煙や薬物使用も深刻化していることなどから、学童期・思春期の子どもたちが健全に学び育っていけるよう、学校・家庭・地域などが連携して思春期保健に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

①-4 小児医療の充実

小児医療体制の整備は、安心して子どもを産み、子どもたちが健康で暮らせる環境の基盤です。子どもが病気やけがをしたときに安心して適切な医療を受けられるよう、子ども医療給付事業などの医療給付事業の実施とともに、かかりつけ医の促進や救急医療体制などの充実に努めます。

施策の目標② 職業生活と家庭生活との両立の推進等

- 1 仕事と生活の調和の実現のための取り組み
- 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

②-1 仕事と生活の調和の実現のための取り組み

男女ともに充実した家庭生活を送るためには、働き方やライフスタイルの見直しなどによる仕事と家庭のバランスがとれた生活の実現が必要です。

仕事と家庭の調和のとれた生活の実現に向け、事業主や地域住民などへの広報啓発に努めます。

②-2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービスや*放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実、「子育てサポートふかがわ」の支援など多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

施策の目標③ 地域における子育ての支援

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 児童の健全育成等
- 4 教育・保育環境の整備

③-1 地域における子育て支援サービスの充実

核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化などにより、家庭や地域がもっている「育児力」の低下が懸念されます。身近に相談相手がないことなどにより、子育てに対する不安や負担感を抱える家族が多くなるなど、地域における子育て支援サービスのニーズは高まっています。

そのため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる拠点として、十分な広さをもつ常設の事業実施スペースや相談室等を備えた拠点施設の整備や事業実施体制の充実、保育所等との相互連携に努めるなど、子育て支援センターの機能強化とともに、つどいの広場事業の推進を図るほか、*ファミリーサポートセンター機能である「子育てサポートふかがわ」や、地域ぐるみで子育て家庭を支援し、子育てネットワークの機能を担う「ふかがわ すきやき隊」の活動を引き続き支援します。

また、民生委員・児童委員は、地域における子育ての支援や福祉の支援者として活動しており、民生委員・児童委員への子育て情報の提供などにより、その活動を支援します。

③-2 保育サービスの充実

女性の就労機会の増大や保護者の雇用・勤務形態の変化、子育てに対する意識の変化などにより、保護者の保育サービスに対するニーズは多様化しており、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策に基づく各種施策の推進と保育の質向上は重要な課題です。

保育所保育指針に沿った適正保育の実施はもとより、市内保育所や幼稚園と連携して教育・保育の質の向上に向けた取り組みを推進し、サービスの質の向上を図ります。

具体的には、乳児保育や障がい児保育、*病児・病後児保育の継続実施はもとより、利用者ニーズの把握に努めその推移を見極めながら、*一時的預かり保育の拡充や*延長保育など、特別保育の実施等について検討します。また、保育所がもつ子育てに関する機能を地域に活かすため、保育所地域活動の推進を図ります。また、教育・保育の質の向上のための取り組みを推進します。

(1) 保育実践の改善・向上

- ・市内保育所等における自己評価の推進に資する情報の提供を図ります。
- ・保育実践の改善や向上に資する情報の提供や情報の交換を図ります。

(2) 子どもの健康及び安全の確保

- ・保健・衛生面の対応についての国のガイドラインを周知するなど、保育所等における活用を推進します。
- ・特別の支援を要する子どもの保育について、児童相談所や市関係機関などとの連携が図れるよう支援します。

(3) 保育士等の資質・専門性の向上

- ・研修会の開催情報を提供するなど、保育士等の資質・専門性の向上に努めます。

(4) その他

- ・保育の質の向上に資する情報の提供に努めます。

保育所保育料については、本市の財政状況を踏まえつつ、本市独自の第2子

入所からの多子世帯向け保育料軽減措置などの保育所保育料の軽減を実施し、保育所を利用する子育て家庭に対する経済的支援に努めます。

また、市内の私立幼稚園や認定こども園では通常の時間の外に在園児を預かる「預かり保育」や、年に数回地域の子どもたちが参加できる事業等が実施されており、今後も子育て支援の一環として継続される予定です。市としても各幼稚園・認定こども園の情報を市ホームページに掲載するなどして子育て支援の活動を支援します。

保育所保育料の軽減内容



※各階層、国の基準から一定割合を減額しています。

※多子世帯向け保育所保育料の軽減

- ・入所第2子の軽減：無料（国は50%軽減）。
- ・同時に第3子以降入所の場合の軽減：第3子以降同時に入所する世帯は、就学前まで無料を継続します。

③-3 児童の健全育成等

児童の放課後対策や地域社会における児童の健全育成の観点から、*放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実や児童センター事業の実施など、児童の健全育成を図ります。



また、地域における子育て支援を推進するため、保育所が実施する世代間交流事業の推進や幼稚園・保育所・認定こども園・学校を地域に開放する事業を支援・推進します。

③-4 教育・保育環境の整備

市内の保育所等には、昭和40年代後半から50年代に建築された園舎のため、老朽化が進み、建替え等の対策が必要となっている施設があります。

近年では、4園で改築等による施設整備が行われており、今後も他の施設において改築等による整備を計画しております。

改築等に当たっては、国の交付金等を活用しながら進める必要があるため、施設整備等が計画的に進められるよう必要な支援を検討するとともに、整備予定が未定の施設についても整備方針や手法等の検討を行っていきます。

| 施設整備等の予定 | 計画内容 |
|----------|--|
| 令和3年度以降 | 学校法人 北海道ルーテル学園 深川めぐみ幼稚園（改築または改修） 社会福祉法人 深川愛育会 音江中央保育園（改築） |

施策の目標④ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 1 次代の親の育成
- 2 学校等の教育環境の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 有害環境対策の推進

④-1 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことの大切さや子どもを生き育てることの意義などについて、教育・広報・啓発していくことが必要です。

また、学校教育における総合的な学習や体験学習を通じて幼稚園や保育所に通所する乳幼児と児童の交流機会を広げるとともに、乳幼児健診の場を活用し乳幼児と年長児がふれあう機会を確保し、幼稚園や保育所における園開放や地域活動事業の推進等により異年齢児や世代間の交流・親と子の交流事業の支援・拡大に努めます。

④-2 学校等の教育環境の整備

子どもが社会の変化のなかで主体的に生きていくことができるよう、豊かな心や健やかな体の育成の推進を図るとともに、発達や連続性を踏まえ、幼児の小学校への円滑な移行がなされるよう、幼稚園・保育所と小学校とが連携・協力し、情報交換に努めます。

また、地域・家庭・学校との連携協力を図り、地域全体で子どもの安全を見守り支援する環境の整備に努めます。

④-3 家庭や地域の教育力の向上

核家族化や少子化、地域的なつながりの希薄化などによる家庭の教育力の低下が懸念されます。子ども自身が課題を見つけ、自ら学び主体的に判断・行動する生きる力や他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性を身につけるため、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ社会全体で子どもたちを育てていくことが必要です。

このため、各学校での家庭教育学級の開催など、家庭教育への支援の充実や地域の教育力向上の取り組みを推進します。

④-4 有害環境対策の推進

一般書店やコンビニエンスストアなどで、性や暴力に関する過激な情報を内容とする雑誌やビデオ、コンピュータソフトなどが販売されていたり、テレビやインターネット等のメディア上の有害な情報をもたらす子どもに対する悪影響が懸念されています。

このため、深川市青少年育成センターによる有害環境調査を実施し、子どもたちを取り巻く環境の把握に努め、家庭や学校等への情報提供など健全な環境づくりを推進します。

また、学校と連携して、学校教育の一環としてインターネットや携帯電話を活用する際のモラルやルールを指導する情報教育を実施し、あわせて、学校から家庭へも関係する情報の提供を推進します。

施策の目標⑤ 子ども等の安全の確保

- 1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進
- 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

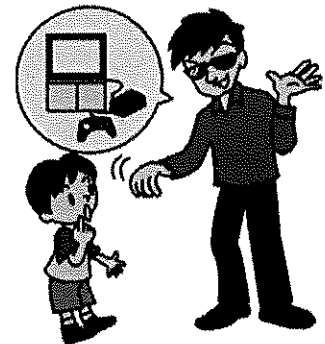
⑤-1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

子ども等を交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校などと連携協力し、交通安全教育の徹底や自転車の安全利用など、総合的な交通事故防止対策を推進します。

⑤-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪などの被害から守るため、「*子ども 110番」や「*駆け込み避難の家」の推進に努めるとともに、警察等関係機関との情報交換や犯罪などの迅速な情報提供に努めます。

また、犯罪、いじめや児童虐待などにより被害を受けた子どもの心のケアや保護者への支援のため、学校などの関係機関と連携します。



施策の目標⑥ 子育てを支援する生活環境の整備

- 1 良好な居住環境の整備
- 2 安全・安心の道路交通環境等の整備

⑥-1 良好な居住環境の整備

子育て世代が快適に安心して生活できる住宅の確保ができるよう、住宅情報の提供に努めます。

また、深川市住生活基本計画に基づく「子育て世代が安心して子育てできる住まいづくり」を推進します。

⑥-2 安全・安心の道路交通環境等の整備

子どもや小さな子どもを連れた親など、あらゆる人たちが安全に安心して外出できるよう、公共的建物や道路における段差解消などのバリアフリーを推進します。

施策の目標⑦ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実

- 1 子どもと家庭についての意識改革
- 2 児童虐待防止対策の充実
- 3 母子家庭等の自立支援の推進
- 4 障がい児施策の推進

⑦-1 子どもと家庭についての意識改革

*児童の権利に関する条約の4つの柱である「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」など、子どもの権利尊重に関する普及啓発を図り、子ども自身が社会について学び、子どもの意見を表明する場の確保などに努めます。

また、男女が協力して家庭を築くことの大切さや子どもを生き育てることの意義などについて教育・広報・啓発するための事業を推進し、地域全体が子育ての問題を理解することで互いに支え合う環境づくりを目指します。

⑦-2 児童虐待防止対策の充実

育児の孤立化や社会環境の悪化など様々な要因により、児童虐待の増加が懸念されるなど、子どもを取り巻く環境は以前として厳しい状況にあります。

このため、市の子育て支援推進室に設けている*家庭児童相談室が中心となり、子どもを守る地域ネットワークである「深川市要保護児童対策協議会」の取組を推進するとともに、発生予防、早期発見、早期対応などを図るため、地域の医療機関との連携はもとより、*乳幼児全戸訪問事業や健康診査、保健指導などの母子保健活動などにより、支援を必要とする家庭の早期発見や対応などに努めます。

⑦-3 母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭などの児童の健全育成を図るため、福祉サービスの実施や母（父）子自立支援員を配置し母子家庭等の相談や自立に必要な情報提供を実施するなど、母子家庭等の自立・就業支援のための施策を推進します。

また、ひとり親家庭等医療給付事業や児童扶養手当制度の実施、各種貸付制度等の活用を推進することで、母子家庭等の健康の保持及び福祉の増進や、生

活安定と自立促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ります。

⑦-4 障がい児施策の推進

障がいの原因となる疾病や事故の防止、早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断などを推進するとともに、発育などに問題のある子どもが把握された場合には、「深川市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある子どもやその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、保健・医療・福祉・教育部門が連携をとりながら、医療的ケア児等をはじめとする、一人ひとりのニーズに応じた障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築に努めます。



第5章 支援事業計画の具体的な数値目標

1 子ども・子育て支援新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した、次の3法に基づく新制度のことをいいます。

- ①「子ども・子育て支援法」、
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

新制度のポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

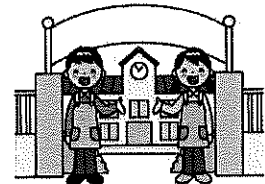
- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

2 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育は、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

子ども・子育て支援法は、保護者へ直接的な給付を行うこととしていますが、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、各施設等が代理で給付を受け（法定代理受領）、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



(1) 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「*認定こども園」、「*幼稚園」、「*認可保育所」の*教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に
 応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に
 応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「*小規模保育事業」、「*家庭的保育事業」、「*居宅訪問型保育事業」、「*事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図表 地域型保育事業の構成

| | | | | |
|----------|----------------------------------|--------------------------|------------------------------------|---|
| 認可 定員 | 19人以下 | 小規模保育 事業主体:市町村、民間事業者等 | 居宅訪問型 保育 事業主体:市町村、 民間事業者等 | 事業所内 保育 事業主体:事業主等 |
| | 6人以上 5人以下 1人 | | | |
| 保育の実施場所 | 保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く) | | 保育を必要とする 子どもの居宅 | 事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠) |

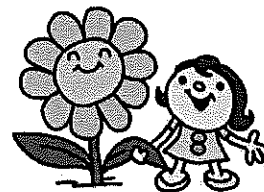
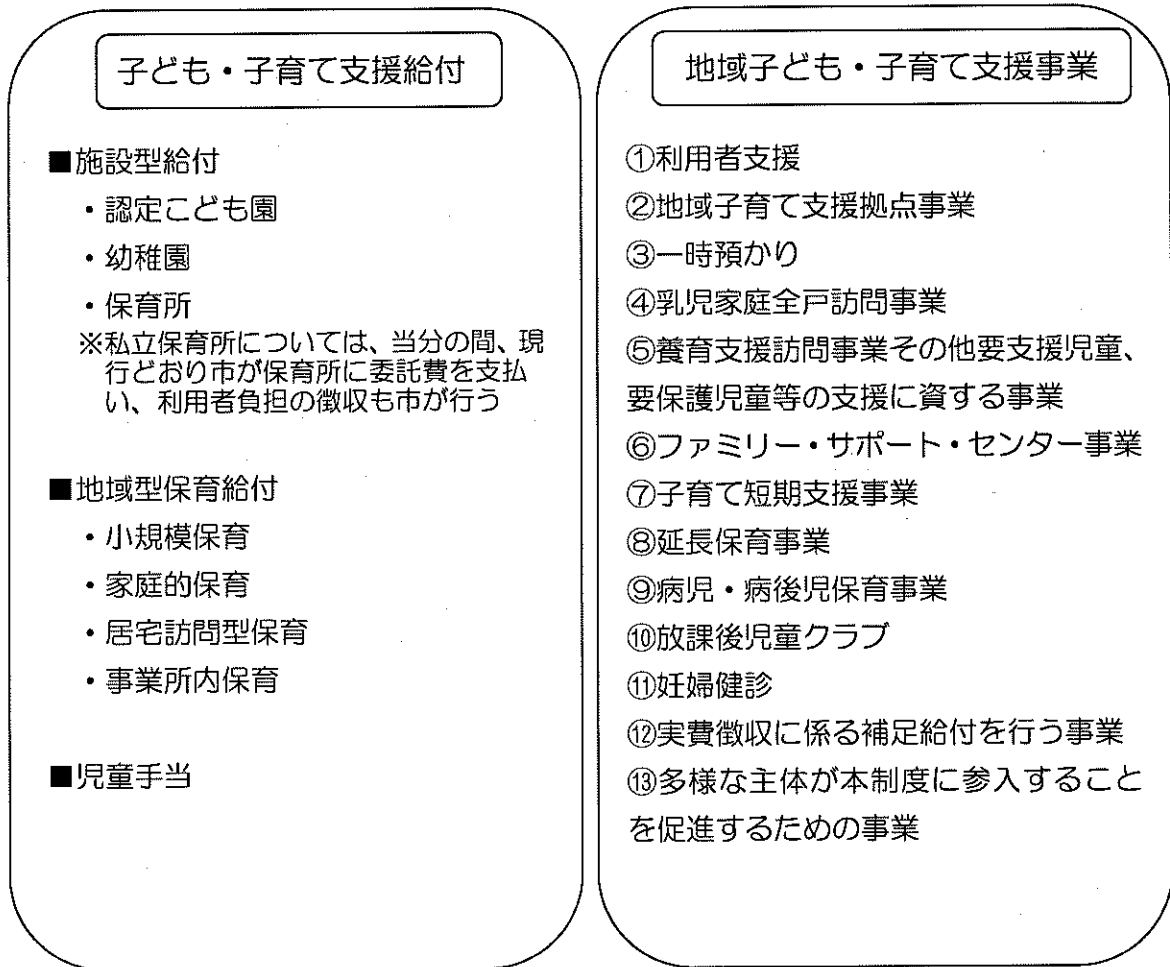
資料：内閣府 子ども・子育て会議資料

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となりますので、既に実施済みの事業は交付金を活用し継続実施するとともに、未実施の事業や新規事業はニーズを見極め、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

図表 新制度における事業の体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

■認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

| 認定区分 | 対象者 | 対象施設 |
|------|---|----------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし) | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども) | 保育所 認定こども園 |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども) | 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 |

■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を認定します。

| | |
|------|--|
| 事 由 | <p>①就労 フルタイムのほか、一時預かりで対応可能な短時間の就労を除きパートタイムなど基本的にすべての就労に対応</p> <p>②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等、またそれらに類するものとして本市が定める事由</p> |
| 区 分※ | <p>①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当)</p> <p>②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では、下限時間を48時間以上と設定)</p> |
| 優先利用 | ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等 |

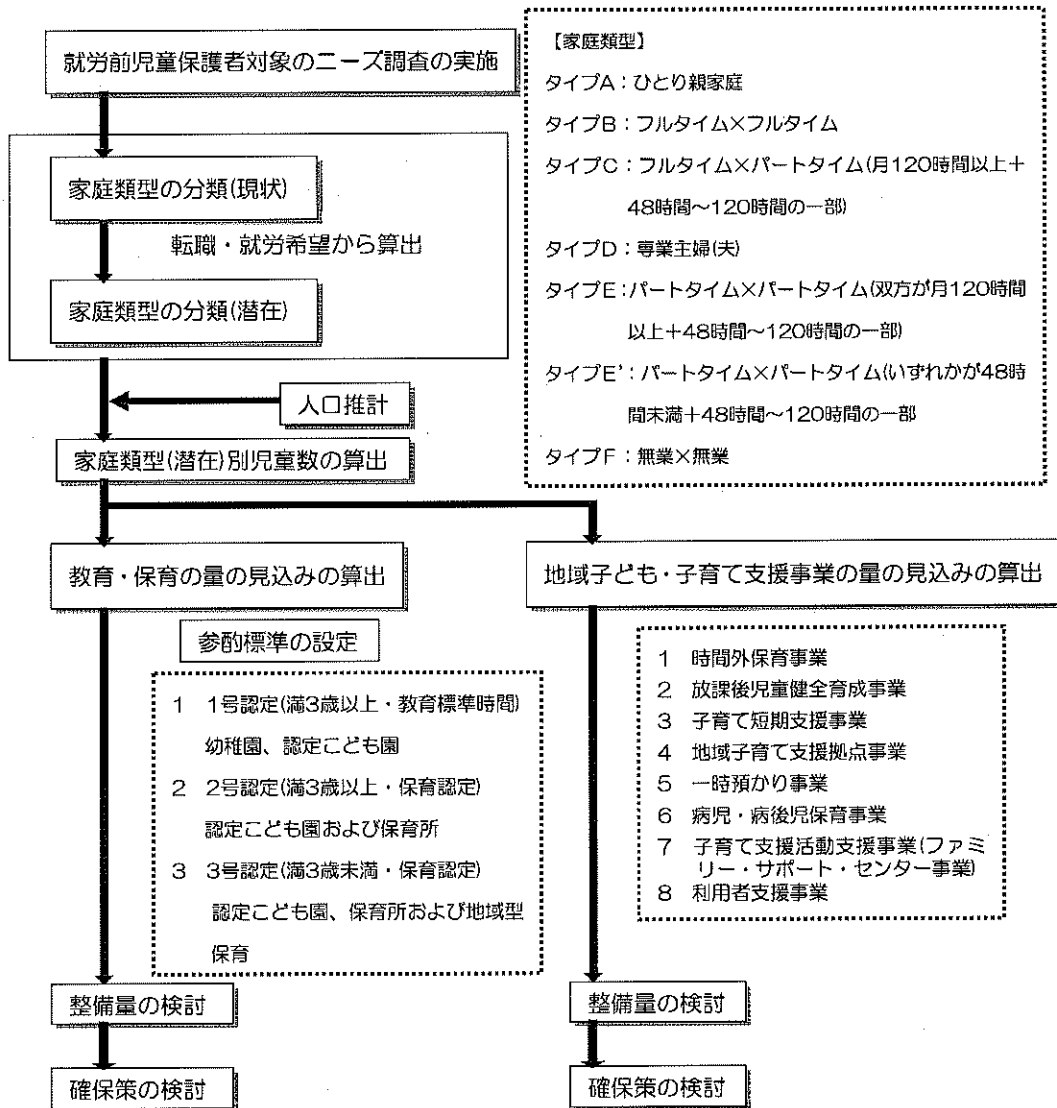
※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、利用実態と大きくかい離する場合には、「一定年齢以降の利用を希望しているため、現在は施設を利用していない」者の割合を当該年齢から控除する等、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

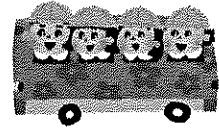
図表 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



4 教育・保育提供区域の設定

本計画では、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」、すなわち「教育・保育の提供区域」を設定して、「量の見込み（需要）」及び「確保方策（供給）」を計画します。

本市では、以下のとおり、整備の目安となる教育・保育の提供区域を設定し、必要なサービスを必要な時期に適切に提供できる体制を確保し、本市の教育・保育・地域の子育て支援サービスを推進します。



(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る区域

子ども・子育て支援法に基づく国の計画に係る基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となること、現状の利用者の選択肢は居住区域の周囲に限られていないこと、また、それぞれの計画に定める事業の対象者を特定の区域で分けないことによる利点等を勘案し、市域全体を1つの教育・保育提供区域と設定します。



注：点線は合併前旧町村界

(2) 人口推計（再掲）

＊コーホート法による推計を行い、計画期間中の児童数の推移を推計し、各種事業のニーズ量を算出する基礎としました。

| | | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|----------------|----------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 就学前 (0～5歳) | 0歳 | 95 | 90 | 87 | 82 | 80 |
| | 1歳 | 72 | 95 | 90 | 87 | 82 |
| | 2歳 | 90 | 73 | 95 | 91 | 88 |
| | 計(0～2歳) | 257 | 258 | 272 | 260 | 250 |
| | 3歳 | 116 | 92 | 74 | 97 | 93 |
| | 4歳 | 112 | 112 | 88 | 72 | 94 |
| | 5歳 | 117 | 106 | 105 | 83 | 67 |
| | 計(3～5歳) | 345 | 310 | 267 | 252 | 254 |
| | 計 | 602 | 568 | 539 | 512 | 504 |
| 小学生 (6～11歳) | 6歳 | 112 | 114 | 103 | 102 | 81 |
| | 7歳 | 113 | 111 | 112 | 101 | 100 |
| | 8歳 | 100 | 109 | 107 | 109 | 98 |
| | 計(6～8歳) | 325 | 334 | 322 | 312 | 279 |
| | 9歳 | 126 | 100 | 109 | 107 | 109 |
| | 10歳 | 144 | 123 | 99 | 108 | 106 |
| | 11歳 | 119 | 114 | 123 | 98 | 108 |
| | 計(9～11歳) | 389 | 337 | 331 | 313 | 323 |
| | 計 | 714 | 671 | 653 | 625 | 602 |
| 合計 | 1,316 | 1,239 | 1,192 | 1,137 | 1,106 | |

本計画書第2章5ページから再掲（単位：人）

5 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育所

【事業概要】

保育所とは、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて保育する施設です。

【今後の方向性】

現在ある保育所において適切な保育を実施し、保育士の処遇改善などを図ることにより、より良い環境での保育が図られるよう各種の取り組みを実施していきます。

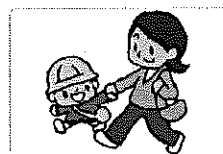
(2) 幼稚園

【事業概要】

「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う施設です。

【今後の方向性】

量の見込みに対する確保量については問題がないと考えられ、各幼稚園と連携し、適切な幼児教育の場の確保を図るとともに、認定こども園へ移行する園がある場合、適切な支援を図ります。



(3) 認定こども園

【事業概要】

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設として、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。

【今後の方向性】

認定こども園に移行する幼稚園・保育所について適切な支援を図ります。

【(1) 保育所、(2) 幼稚園、(3) 認定こども園】

(単位：人)

| 区 分 | | 令和2年度 | | | | |
|-------------|------------|----------------|----------------|------|----------------|------|
| | | 1号認定 (3-5歳) | 2号認定 (3-5歳) | | 3号認定 (0-2歳) | |
| | | 教育のみ | 学校教育 希 望 | 左記以外 | 0歳 | 1-2歳 |
| ① 量の見込み | | 125 | 47 | 173 | 31 | 111 |
| ② 確 保方策 | 特定教育・保育施設 | 140 | | 208 | 32 | 129 |
| | 幼稚園及び預かり保育 | | 20 | | | |
| | 特定地域型保育事業 | | | | | |
| | 小計 | 140 | 228 | | 32 | 129 |
| ② - ① (過不足) | | 15 | 8 | | 1 | 18 |

| 区 分 | | 令和3年度 | | | | |
|-------------|------------|-------|-----|-----|----|-----|
| ① 量の見込み | | 112 | 42 | 156 | 30 | 115 |
| ② 確 保方策 | 特定教育・保育施設 | 140 | | 208 | 32 | 129 |
| | 幼稚園及び預かり保育 | | 20 | | | |
| | 特定地域型保育事業 | | | | | |
| | 小計 | 140 | 228 | | 32 | 129 |
| ② - ① (過不足) | | 28 | 30 | | 2 | 14 |

| 区 分 | | 令和4年度 | | | | |
|-------------|------------|----------------|----------------|------|----------------|------|
| | | 1号認定 (3-5歳) | 2号認定 (3-5歳) | | 3号認定 (0-2歳) | |
| | | 教育のみ | 学校教育 希 望 | 左記以外 | 0歳 | 1-2歳 |
| ① 量の見込み | | 96 | 36 | 135 | 29 | 127 |
| ② 確 保方策 | 特定教育・保育施設 | 140 | | 208 | 32 | 129 |
| | 幼稚園及び預かり保育 | | 20 | | | |
| | 特定地域型保育事業 | | | | | |
| | 小計 | 140 | 228 | | 32 | 129 |
| ② - ① (過不足) | | 44 | 57 | | 3 | 2 |

| 区 分 | | 令和5年度 | | | | |
|-------------|------------|-------|-----|-----|----|-----|
| ① 量の見込み | | 91 | 34 | 127 | 27 | 122 |
| ② 確 保方策 | 特定教育・保育施設 | 140 | | 208 | 32 | 129 |
| | 幼稚園及び預かり保育 | | 20 | | | |
| | 特定地域型保育事業 | | | | | |
| | 小計 | 140 | 228 | | 32 | 129 |
| ② - ① (過不足) | | 49 | 67 | | 5 | 7 |

| 区 分 | | 令和6年度 | | | | |
|-------------|------------|-------|-----|-----|----|-----|
| ① 量の見込み | | 91 | 35 | 128 | 27 | 117 |
| ② 確 保方策 | 特定教育・保育施設 | 140 | | 208 | 32 | 129 |
| | 幼稚園及び預かり保育 | | 20 | | | |
| | 特定地域型保育事業 | | | | | |
| | 小計 | 140 | 228 | | 32 | 129 |
| ② - ① (過不足) | | 49 | 65 | | 5 | 12 |

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外(延長)保育事業

【事業概要】

保護者の就労形態の多様化などにより、通常の利用日や保育時間帯以外の保育を必要とする子どもに対し、時間外保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

現状は深川市で実施されていない事業です。しかし、ニーズ調査においては潜在的な利用意向があるため、実態のニーズの把握に努め、その推移を見極めながら、実施の有無を検討します。

| 区 分 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 確保方策 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② - ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位：人/日)

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【今後の方向性】

量の確保は可能な事業。高学年になるほど、習い事や留守番が可能となる等、利用実績は低下する傾向があることから、高学年については本事業以外の事業を含め、総合的な放課後の居場所づくりに努めます。

(単位：人/日)

| 区 分 | 令和2年度 | | | | | |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| ① 量の見込み | 73 | 63 | 28 | 21 | 3 | 1 |
| | 189 | | | | | |
| ② 確保方策 | 189 | | | | | |
| ② - ① | 0 | | | | | |

| 区 分 | 令和3年度 | | | | | |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| ① 量の見込み | 74 | 62 | 31 | 17 | 3 | 1 |
| | 188 | | | | | |
| ② 確保方策 | 188 | | | | | |
| ② - ① | 0 | | | | | |

| 区 分 | 令和4年度 | | | | | |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| ① 量の見込み | 67 | 63 | 30 | 18 | 2 | 1 |
| | 181 | | | | | |
| ② 確保方策 | 181 | | | | | |
| ② - ① | 0 | | | | | |

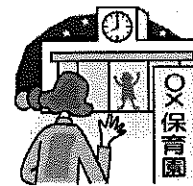
| 区 分 | 令和5年度 | | | | | |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| ① 量の見込み | 66 | 56 | 31 | 18 | 3 | 1 |
| | 175 | | | | | |
| ② 確保方策 | 175 | | | | | |
| ② - ① | 0 | | | | | |

| 区 分 | 令和6年度 | | | | | |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 |
| ① 量の見込み | 53 | 56 | 27 | 18 | 3 | 1 |
| | 158 | | | | | |
| ② 確保方策 | 158 | | | | | |
| ② - ① | 0 | | | | | |

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

【事業概要】

ショートステイは、保護者の疾病や仕事などの事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを施設などで一時的に預かる事業です。



トワイライトステイは、保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において子どもを養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その子どもを施設などで保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。

【今後の方向性】

現状は深川市で実施されていない事業です。ニーズ調査においては潜在的な利用意向があるため、実態のニーズの把握に努め、その推移を見極めながら、実施の有無を検討します。

【ショートステイ】

| 区 分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ① 量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 確保方策 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② - ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位：延人数/年)

【トワイライトステイ】

| 区 分 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② 確保方策 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ② - ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位：延人数/年)

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業概要】

本市における地域子育て支援センター事業の開始は、平成12年度に深川保育園内に小規模型として「深川市子育て支援センター」を設置し、子育て相談活動（電話、来所、訪問）を中心に活動を開始し、平成13年度から本格的に子育て支援事業を進めてきました。

現在はセンター型として、遊びの場を提供する事業の実施や子育て相談などに加え、地域の子育て支援情報の収集や提供に努めながら、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、各種子育て支援事業を展開しています。（本計画書の第2章-2（1）①より再掲）

【今後の方向性】

量の確保は可能な事業。子育て支援センターは、サロンや相談だけではなく、子育て支援に関する研修会なども実施しています。さらには子育て支援のキーステーションとしての機能を持たせ、交流の場の提供・情報発信・相談体制の充実に努め、事業の効果的な継続と拡大の必要性などについて検討します。

また、広報やホームページをはじめとする様々な媒体を通じて、広く周知を図ります。

| 区 分 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 量の見込み | 535 | 537 | 566 | 541 | 520 |
| ② 確保方策 | 535 | 537 | 566 | 541 | 520 |
| ② - ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位：延人数/年)

(5) 一時預かり事業

【事業概要】

幼稚園：教育時間の前後や夏休みなど長期休暇中などに、希望する園児を対象にした一時的に預かる事業です。

保育所など：家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を対象にした事業です。

【今後の方向性】

量の確保は可能な事業。現行の体制を継続し、事業を実施していきます。

【一時預かり（在園児対象型）】

| 区 分 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1号認定 | | | | | |
| // 2号認定 | 8,201 | 7,343 | 6,294 | 5,960 | 6,008 |
| 計 | 8,201 | 7,343 | 6,294 | 5,960 | 6,008 |
| ② 確保方策 | 8,500 | 8,500 | 8,500 | 8,500 | 8,500 |
| ② - ① | 299 | 1,157 | 2,206 | 2,540 | 2,492 |

(単位：延人数/年)

【一時預かり（在園児対象型を除く）】

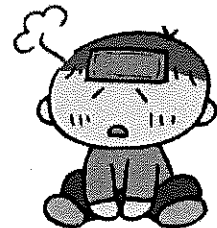
| 区 分 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 量の見込み | 165 | 156 | 147 | 140 | 138 |
| ② 確保方策 | 165 | 156 | 147 | 140 | 138 |
| ② - ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位：延人数/年)

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気の回復期の子どもで、保護者の就労などの理由で、保護者が保育できない場合に、常勤の看護師などと保育士がいる専用の保育室で子どもを一時的に預かる事業です。



【今後の方向性】

量の確保は可能な事業。今後は利用がすすむよう手続き方法の検討や、広報やホームページで事業の周知に努めます。

| 区 分 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 量の見込み | 29 | 27 | 25 | 24 | 24 |
| ② 確保方策 | 29 | 27 | 25 | 24 | 24 |
| ② - ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位：延人数/年)

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

子育ての援助を受けたい人（利用会員）に、子育ての支援を行いたい人（援助会員）を紹介し、地域で助け合いながら会員同士での子育てを支援する事業です。会員の自発性と責任性を尊重するため有償ボランティアの会員組織です。

【今後の方向性】

量の確保は可能な事業。また、さまざまな媒体を通じ、周知を図り利用者の増加を目指すとともに、会員相互の活性化を促し、利用率・稼働率の向上に努めながらファミリー・サポート・センター事業を継続して実施していきます。

さらに、より安心して利用してもらうために援助会員のさらなる質の向上につとめ、スキルアップのための研修内容や回数の見直しを行います。

| 区 分 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 全 体 | 239 | 223 | 207 | 197 | 195 |
| うち就学児 | 78 | 77 | 74 | 71 | 69 |
| ① 量の見込み | 239 | 223 | 207 | 197 | 195 |
| ② 確保方策 | 239 | 223 | 207 | 197 | 195 |
| ② - ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位：延人数/年)

(8) 妊産婦に対する健康診査

【事業概要】

妊産婦及び胎児の健康状態を定期的に確認するために実施する事業です。

【今後の方向性】

現行の体制を継続し、事業を実施していきます。

| 区 分 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 量の見込み | 1,140 | 1,080 | 1,044 | 984 | 960 |
| ② 確保方策 | 1,140 | 1,080 | 1,044 | 984 | 960 |
| ② - ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(単位：人)

(9) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

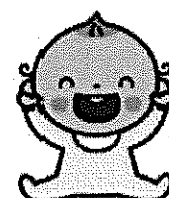
【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境を把握する事業です。

養育支援訪問事業は、妊娠期からの継続的な支援や産後のうつ状態などにより、子育てに対しての不安を抱える家庭に対して、子育てに関する相談や助言、その他必要な支援を行う事業です。

【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業については、保健師による育児支援と虐待防止の観点から訪問等を実施していきます。



また、今後も母子健康手帳発行時に保健師による面接を継続し、妊娠期からの支援の強化や乳児家庭全戸訪問事業で支援が必要な方が把握される場合には養育支援に努めます。

【乳児家庭全戸訪問事業】

| 区 分 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 量の見込み | 95 | 90 | 87 | 82 | 80 |
| ② 確保方策 | 95 | 90 | 87 | 82 | 80 |
| ② - ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施体制 実施機関 | 常勤保健師 市 | | | | |

(単位：人)

【養育支援訪問事業】

| 区 分 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 |
|--------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① 量の見込み | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ② 確保方策 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ② - ① | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施体制 実施機関 | 常勤保健師 市 | | | | |

(単位：人)

7 母子保健事業の目標設定

次の具体的な数値目標を設定し、各事業を推進します。

| 区 分 | 令和6年度事業量等目標 |
|---------------------------------------|---|
| 1.母子健康手帳交付 | 発行数 110 件 妊娠11週以内の届出率 93% |
| 2.妊婦健康診査 | 受診票の発行数 110 人 |
| 3.*マタニティサロン(母親学級) | 初産婦の参加率 30% |
| 4.妊婦訪問指導 | 妊婦数 110 人、訪問数(延)10 人 |
| 5.産婦訪問指導 | 産婦数 110 人、訪問率 100% 訪問数(延) 120 人 |
| 7.育児相談 【9～10か月児相談】 【来所相談】【電話相談】 | 受相率 98% |
| 8.*親子クラブ | 実施回数 2 回 参加率 30% |
| 9.乳幼児健診 【3～5か月児】 | 受診率 97% |
| 【6～8か月児】 | 受診率 97% |
| 【1歳6か月児】 | 受診率 95% |
| 【3歳児】 | 受診率 95% |
| 【1歳6か月児むし歯保有率】 | 保有率 1.0% |
| 【3歳児むし歯保有率】 | 保有率 12.0% |
| 10.新生児・乳幼児訪問指導 | 乳児 110 人 幼児 20 人 |
| 11.*乳児家庭全戸訪問事業 | 乳児 110 人 |
| 12.予防接種 【1歳6か月児予防接種率】 | 4種混合 95% MR(麻しん・風しん混合) 95% BCG 99% |
| 【3歳児予防接種率】 | 4種混合 95% MR(麻しん・風しん混合) 96% BCG 99% |
| 13.離乳食教室 | 実施回数 12 回 第1子の参加者率 85% |
| 14.幼児の歯科教室 | 実施回数 2 回 参加者数(園児) 70 人 参加者数(保護者) 60 人 3歳におけるフッ化物塗布率 70% |
| 15.巡回児童相談 | 実施回数 10 回 乳幼児延べ人数 15 人 学童延べ人数 15 人 |
| 16.母子健康教室 | 実施回数 1 回 参加者数 10 人 |
| 17.*ヘルシーマザーズクラブ | 実施回数 2 回 参加者数 40 人 |

8 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定子ども園の普及に係る基本的考え方等

認定子ども園が、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子ども受け入れられる施設であることや新制度の趣旨を踏まえ、認定子ども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、幼稚園や保育所等の利用状況を把握するなか、本市の実情や希望する移行類型について情報の提供を行うなど、適切な支援を図ります。

認定子ども園へ移行するにあたり、国や北海道における財政支援メニューがある場合には活用し、円滑な移行を図ります。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等、必要に応じ支援に努めます。

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

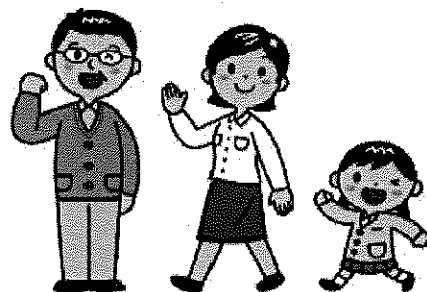
乳幼児期から学齢期まで切れ目ない総合的な子ども・子育て支援を行うため、利用者支援事業等による情報の提供及び相談体制の充実を図ります。

質の高い教育・保育の提供や、地域子ども・子育て支援事業の充実が果たす役割・意義等を踏まえ、教育・保育の質の向上に向け取り組みます。

(3) 教育・保育施設等の相互の連携及び小学校等との連携についての基本的考え方

市が教育・保育施設等の保育情報を集約することや合同研修の場を確保するなどし、教育・保育施設等が相互に連携できるよう努めます。

また、乳児期から小学校就学前までの一環した教育・保育、発達の連続性を考慮し、幼稚園教育要領、保育所保育指針等に基づき教育・保育施設等から小学校への円滑な接続を図ります。



第6章 計画の進行管理等

1 計画の進行管理

この計画は、児童福祉、保健、医療、教育及び防犯など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民の参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら一体となってすすめていくことが重要です。

次代を担う子どもの健やかな成長を見守り、育てていくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取り組みをすすめます。

取り組みをすすめるにあたり、第5次深川市総合計画をはじめとする他の計画における施策の推進と連携を図ることはもとより、本計画の実施状況を市民に公表するなどして推進を図ります。

計画の進行管理にあたっては、以下の図にあるように、

1. 計画の策定後、適宜見直しを行い、
2. 施策を実施し、計画に記載された教育・保育に関する事業を実行し、
3. 計画と事業の実施内容を点検・評価し、
4. 評価結果等を計画の見直しや改善につなげます。

こうした作業を、深川市少子化対策庁内推進委員会において行い、毎年度の進捗状況を把握し、達成状況などを点検します。なお、この政策プロセス（PDCA サイクル）過程の資料等は深川市子ども・子育て審議会に提供し、意見等をうけることとします。

